

道路標識等の設置基準の改正について

平成 4 年 11 月

序

道路標識の簡素合理化、視認性の向上等を図るため、公安委員会関係の「標識令」が改正され、それに伴って「道路標識等の設置及び管理に関する基準」が大幅に改正されまして平成4年年11月1日より施行されます。

主な改正の内容は下記の通りです。

◎道路標識関係

- (1) 本標識〔特定の最大積載量以上の貨物自動車等の通行止め〕の新設
- (2) 本標識〔横断歩道・自転車横断帯〕の新設
- (3) 補助標識〔区間内〕の省略
- (4) 補助標識「車両の種類（シンボル化）」の新設
- (5) 補助標識「車両の種類（シンボル化）」の使用区分
- (6) 補助標識「車両の種類」の略称
- (7) 補助標識〔歩行者専用一歩行者用道路〕の廃止
- (8) 補助標識「寸法の基準」の変更
- (9) 標示板「拡大及び縮小」の変更
- (10) 補助標識〔ここから〕〔ここまで〕の追加
- (11) 本標識板の優先順位の変更

◎道路標示関係

- (1) 道路標示「横断歩道の側線」の省略
- (2) 道路標示「二段停止線」の新設

昭和46年12月1日（昭和47年5月24日通達）から施行されている「道路標識等の設置及び管理に関する基準」以来、昭和53年8月の改正（〔自転車横断帯〕の新設等）、昭和60年10月の改正（〔停止線〕〔原動機付自転車の右折方法〕の新設等）、昭和61年10月に於ける管理者関係の大幅の改正、昭和61年11月の改正（〔駐車時間制限〕の変更等）等数回にわたって改正が行なわれてきましたが、これらの改正を含めまして、昭和46年12月1日の旧の「道路標識等の設置及び管理に関する基準」と今回改正されました平成4年11月1日の新の「道路標識等の設置及び管理に関する基準」とを対比の上、主な改正（新設、変更、追加、廃止等）の資料を作成しました。

資料の作成は下記の通りに両開きをした場合に比較対象が出来るように左ページ側（偶数ページ）に旧設置基準を、右ページ側（奇数ページ）に新設置基準を記載してあります。

なお、〔道路管理者が設置する道路標識との調整〕（P 35～40）は、新設のために旧設置基準・新設置基準との比較（ページ）に関係なく記載してあります。

この内容は「道路標識設置基準・同解説」（社団法人 日本道路協会…昭和62年1月発行）の〔道路標識の設置体系（公安委員会が所有する標識との関係）〕を参考にして下さい。

記載例

旧設置基準	新設置基準								
<p>◎寸法〔寸法の基準〕 標示板の寸法は……………</p> <p>[省略]</p> <table border="1" data-bbox="178 1145 571 1242"> <tr> <td>30</td> <td>矢印または文字3段に表示する場合</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>矢印または文字4段に表示する場合</td> </tr> </table> <p>- 2 -</p>	30	矢印または文字3段に表示する場合	40	矢印または文字4段に表示する場合	<p>◎寸法〔寸法の基準〕 標示板の寸法は……………</p> <p>[省略]</p> <table border="1" data-bbox="692 1141 1089 1238"> <tr> <td>44</td> <td>矢印または文字3段に表示する場合</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>矢印または文字4段に表示する場合</td> </tr> </table> <p>- 3 -</p>	44	矢印または文字3段に表示する場合	60	矢印または文字4段に表示する場合
30	矢印または文字3段に表示する場合								
40	矢印または文字4段に表示する場合								
44	矢印または文字3段に表示する場合								
60	矢印または文字4段に表示する場合								

道路標識の設置の基準

旧設置基準

◎寸法 [寸法の基準]

標示板の寸法は、標識令別表第2に定められているが、本板および補助板「終り(507-B)」にあっては、図例に示す基準によるものとし、補助板(「終り(507-B)」を除く。)にあっては、横は40センチメートルの基準とし、たては表示内容により40センチメートルまで(車種別規制等に用いる場合でやむを得ないときは60センチメートルまで)を基準とするものとする。

(注) 補助板のたての長さは、次の表を参考とするものとする。なお、具体的な使い方については第8の4を参照のこと。

(補助板のたての長さの参考基準)

たての長さ (センチメートル)	用 意 方
1 2	矢印を1段に表示する場合
1 5	文字を1段に表示する場合
2 2	矢印または文字を2段に表示する場合
3 0	矢印または文字を3段に表示する場合
4 0	矢印または文字を4段に表示する場合

新設置基準（変更）

◎寸法〔寸法の基準〕

標示板の寸法は、標識令別表第二に規定するところによるものとする。

なお、駐車関係道路標識及び「歩行者横断禁止（332）」に附置する補助板（「終り（507-C）」を除く。）にあつては、横は40センチメートルを基準とし、縦は40センチメートルまで（車種別規制等に用いる場合でやむを得ないときは60センチメートルまで）とし、それ以外の本板に附置する補助板にあつては、横は60センチメートルを基準とし、縦は、表示内容により次の表に示す基準によるものとする。また、「車両の種類（503-B）」の記号の寸法は、横40センチメートルを基準とし、2以上の「車両の種類（503-B）」を併記する場合（「二輪の自動車以外の自動車」及び「二輪の自動車・原動機付自転車」の組合せを除く。）には、間に5センチメートルの間隔を設けるものとする。

（補助板の縦の長さの基準）

縦の長さ (センチメートル)	用 意 方
18	矢印を1段に表示する場合
22	文字を1段に表示する場合
32	矢印又は文字を2段に表示する場合
44	矢印又は文字を3段に表示する場合
60	矢印又は文字を4段に表示する場合

旧設置基準

◎寸法〔拡大及び縮小〕

標示板は、標識令別表第2備考一の(二)の6により、道路の設計速度、道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合には、標識令別表第2の図示の寸法の2倍まで拡大し、または $\frac{1}{2}$ （「駐車時間制限」を表示する規制標識については、 $\frac{1}{6}$ ）まで縮小することができることとされているが、前記1の寸法の基準より拡大し、または縮小する場合は、次の表に示す基準によるものとする。

（標示板の拡大または縮小の基準）

区 分	拡大し、または縮小することができる場合	本板の拡大または縮少率
拡大する場合	(1) 本線車道に設置する場合 (2) 法定速度をこえる最高速度を指定した道路（(1)を除く。）に設置する場合 (3) 片側4車線以上の道路に設置する場合（(1)および(2)に該当する場合を除く。） (4) オーバー・ヘッド方式もしくはオーバー・ハング方式によりまたは他の工作物を利用して設置する場合（(1)から(3)までに該当する場合を除く。） (5) その他特に必要がある場合	1.5倍～2倍
縮少する場合	(1) 道路または交通の状況によりやむを得ないと認められる場合 (2) 「駐車時間制」をパーキング・メーターに取り付ける場合	$\frac{2}{3}$ 倍 $\frac{1}{3}$ 倍～ $\frac{1}{6}$ 倍

- （備考）1 本板を拡大する場合には、補助板は本板と同一の拡大率により拡大するものとする。ただし、この場合、たて、横とも60センチメートルを限度とする。
- 2 本板を縮少する場合には、補助板は原則として縮少しないものとする。ただし、やむを得ないときは、本板と同一の縮小率により縮少することができるものとする。

新設置基準（変更）

◎寸法〔拡大及び縮小〕

標識令別表第二備考一の（二）の 8 の規定により、標示板の寸法を前記 1 の基準より拡大し、又は縮小する場合は、次の表に示す基準によるものとする。ただし、「一時停止（330）」、「前方優先道路・一時停止（330の 2）」及び特に視認性を確保する必要のある標示板（横断歩道、自転車横断帯、指定方向外進行禁止等）については縮小しないこととする。

（標示板の拡大又は縮小の基準）

区分	拡大し、又は縮小することができる場合	本板の拡大又は縮小率
拡大する場合	(1) 本線車道に設置する場合 (2) 法令で定める最高速度（以下「法定速度」という。）を超える最高速度を指定した道路に設置する場合 (3) 片側 4 車線以上の道路に設置する場合 (4) オーバー・ヘッド方式若しくはオーバー・ハング方式により又は他の工作物を利用して設置する場合 (5) その他特に必要がある場合	1.5 倍～ 2 倍
縮小する場合	道路又は交通の状況によりやむを得ないと認められる場合	2 / 3 倍

ア 本板を拡大する場合において、補助板は本板と同一の拡大率により拡大するものとする。ただし、この場合、縦、横とも 90 センチメートルを限度とする。

イ 駐車関係道路標識及び「歩行者横断禁止（332）」以外の本板に附置する補助板については、本板を縮小する場合、本板と同一の縮小率により縮小することができる。

駐車関係道路標識及び「歩行者横断禁止（332）」の本板を縮小する場合においても、補助板は原則として縮小しないものとする。

旧設置基準

◎色彩 [標示板の色彩]

標示板の表面の色彩は、標識令別表第2備考一の(三)および同備考二の(三)に規定されているが、その色彩は次の表に示す基準によるものとする。

(色彩の基準)

色名	基準色	許容差		
		色相(H)	明度(V)	彩度(C)
赤	7.5R4/13.5	±2	±0.3	±1
青	7.5PB2.5/7.5	±2	±0.3	±1
黄	2.5Y8/12.5	±2	±0.3	±1
緑	5G4/8	±2	±0.3	±1
白	N9.3	N9以上		
黒	N1.5	N2以下		

- (備考) 1 基準色は、日本工業規格(JIS)Z 8721(色の三属性による表示方法)による。
- 2 基準色の読み方は、たとえば、赤色については「7.5Rの4の13.5」である。
- 3 標示板の裏面の色彩は、原則として白色とする。
- 4 補助板の「始まり(505)」、「区間内(506)」、「終り(507-A)」および「方向(511)」の矢印の記号は、原則として赤色とする。

新設置基準（変更）

◎色彩 [標示板の色彩]

標示板の表面の色彩は、次の表に示す基準によるものとする。
(封入レンズ型反射シートを用いる場合の色彩の基準)

[省略]

(注) この表は、日本工業規格 (JIS) Z 9117 (保安用反射シート及びテープ) によるもので、色度図上の4点の座標を結ぶ枠内の色を指定するものである。

(灯火式標識等の場合の色彩の基準)

色名	基準色
赤	7.5 R 4 / 13.5
青	7.5 PB 2.5 / 7.5
黄	2.5 Y 8 / 12.5
緑	5 G 4 / 8
白	N 9.3
黒	N 1.5

(注) この表は、日本工業規格 (JIS) Z 8721 (三属性による色の表示方法) によるもので、色相、明度、彩度によって色を指定するものである。

(参考：カプセルレンズ型反射シートを用いる場合の色彩の基準)

[省略]

(注) この表は、米国連邦規格によるものである。

標示板の裏面の色彩は、原則として白色又は灰色とする。ただし、周辺の景観保持等のため必要がある場合は、茶系色等の明度及び彩度の低い色彩を用いることができる。

補助板の「始まり (505-A)」、「区間内 (506)」、「終り (507-A)」及び「方向 (511)」の矢印の記号は、原則として赤色とする。

◎色彩 [柱の色彩]





柱（腕木の部分を含む。）の色彩は、原則として白色とする。ただし、オーバー・ヘッド方式またはオーバー・ハンク方式による場合は、白色または灰色とする。

◎反射材料等

道路標識には標識令別表第2備考四のロにより原則として反射材料を用い、または反射装置もしくは照明装置を施すものとするが規定されているが、反射材料の使用は、全面反射を原則とし、これによりがたいときは、次の表に示す基準によるものとする。

この場合、必要に応じて反射材料の使用にかえて、照明装置を施すことができるが、中央線を表示する道路標識にあつては照明装置を施すとともに可変式とすることが望ましい。

（反射材料の使用の基準）

使用区分	道路標識の種類		反射させる部分				参 考
			白	赤	青	緑線(白)	
必ず本 反射材 料を 使用 する もの 板	通行止め	301	○				
	車両通行止め	302	○				
	車両進入禁止	303	○				
	2輪の自動車以外の自動車通行止め	304	○				
	大型貨物自動車等通行止め	305	○				
	大型乗用自動車通行止め	306	○				
	2輪の自動車・原動機付自転車通行止め	307	○				
	車両（組合せ）通行止め（304～307に係るもの）			○			

[以下省略]

新設置基準（変更）

◎色彩〔柱の色彩〕

柱（腕木の部分を含む。）の色彩は、白色又は灰色とする。ただし、周辺の景観保持等のため必要があり、道路標識の視認性に支障がなく、かつ、車両等の柱への衝突等の危険性がないと認められる場合は、茶系色等の明度及び彩度の低い色彩を用いることができる。

◎反射材料等

道路標識には、原則として反射材料を用い、又は夜間照明装置を施すものとする。特に、「一時停止（330）」、「前方優先道路・一時停止（330の2）」及び特に視認性を確保する必要がある標示板（横断歩道、自転車横断帯、指定方向外進行禁止等）について、夜間照明装置を施さない場合は、原則として高輝度反射シートを貼付したものを使用するものとする。

なお、反射材料を用いる場合は、原則として全面反射とする。

補助標識の黒色の部分は、反射させないものとする。

旧設置基準

◎補助標識の使い方 [車両の種類を表示]

★車両の種類略称

車両の種類を表示にあつては、標識令別表第二備考一の内に規定する次の略称を用いるものとする。

区分	車 両 の 種 類	略 称
1	大 型 自 動 車	大 型
2	普 通 自 動 車	普 通
3	大 型 特 殊 自 動 車	大 特
4	自 動 二 輪 車	自 二 輪
5	長さが3メートル以下、幅が1.3メートル以下、高さが2メートル以下の普通自動車（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、総排気量が0.360 リットル以下のものに限る。）	軽
6	小 型 特 殊 自 動 車	小 特
7	原 動 機 付 自 転 車	原 付
8	二輪の自動車及び原動機付自転車	二 輪
9	二輪の足踏み式自転車	自 転 車
10	ト ロ リ ー バ ス	ト ロ リ ー
11	もつばら人を運搬する構造の自動車	乗 用
12	大 型 乗 用 自 動 車	バ ス
13	乗車定員が30人以上の大型乗用自動車	大 型 バ ス
14	大型バス以外の大型乗用自動車	マ イ ク ロ バ ス
15	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第2項第1号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車	路 線 バ ス
16	普通乗用自動車	普 通 乗 用
17	道路運送法第3条第2項第3号に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車のうち、いわゆるハイヤーを除いたもの	タ ク シ ー
18	貨 物 自 動 車	貨 物
19	大型自動車である貨物自動車	大 型 貨 物
20	普通自動車である貨物自動車	普 通 貨 物
21	道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「交通法施行令」という。）第11条第1号に掲げる自動車及びトロリーバス	高 速 車
22	交通法施行令第11条第2号に掲げる自動車	中 速 車
23	交通法施行令第11条第3号に掲げる原動機付自転車	低 速 車

新設置基準（変更）

◎補助標識の使い方 [車両の種類を表示]

★車両の種類略称

車両の種類を表示は、標識令別表第二備考一の（六）に規定する車両の種類略称を用いて行うものとする。

車 両 の 種 類	略 称
大型自動車	大 型
普通自動車	普 通
大型特殊自動車	大 特
自動二輪車	自 二 輪
長さが3.30メートル以下、幅が1.40メートル以下、高さが2.00メートル以下の普通自動車（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、総排気量が0.660リットル以下のものに限る。）	軽
小型特殊自動車	小 特
原動機付自転車	原 付
二輪の自動車及び原動機付自転車	二 輪
普通自転車	自 転 車
トロリーバス	ト ロ リ ー
もっぱら人を運搬する構造の自動車	乗 用
大型乗用自動車	バ ス
乗車定員が30人以上の大型乗用自動車	大型バス
大型バス以外の大型乗用自動車	マイクロ
道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車	路線バス
普通乗用自動車	普 乗
道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車	タクシー
大型乗用自動車以外の大型自動車及び普通乗用自動車以外の普通自動車	貨 物
大型乗用自動車以外の大型自動車	大 貨
大型乗用自動車以外の大型自動車及び大型特殊自動車	大 貨 等
普通乗用自動車以外の普通自動車	普 貨

旧設置基準

◎補助標識の使い方 [車両の種類を表示]

★シンボル化した車両の種類の使用基準

[ナ シ]

新設置基準（新規）

◎補助標識の使い方〔車両の種類を表示〕

★シンボル化した車両の種類の使用基準


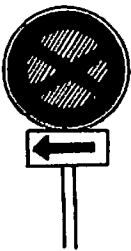
- ア 車両の種類として、「二輪の自動車以外の自動車」、「大型貨物自動車等」、「大型乗用自動車」、「二輪の自動車・原動機付自転車」、「自転車以外の軽車両」及び「自転車」を表示する場合は、原則として「車両の種類（503－B）」を用いることとする。ただし、駐車関係道路標識以外の道路標識に「車両の種類（503－B）」を附置する場合は、文字（数字は除く。）との併記は行わないこととする。
- イ 複数の「車両の種類（503－B）」を併記する場合の組合せの数は、原則として2までとし、やむを得ない場合には3とすることができる。
- ウ 道路標識「車両横断禁止（312）」、「転回禁止（313）」及び右方向への進行を禁止し、かつ左方向への進行を可とする規制に用いる「指定方向外進行禁止（311－A・B・E）」に附置する場合は、記号が左向きのもを用いるものとする。

旧設置基準

◎ 補助標識の使い方 [区間等の表示]

★ 区間の表示

ア 区間を表示する補助標識（「始まり（505）」、「区間内（506）」、「
 終り（507-A・B）」）を用いる道路標識の種類および「終り（507-A）」
 または「終り（507-B）」の使用区分は、次の表に示すとおりとする。
 （区間を表示する補助標識の使い方）

区分	区間を表示する補助標識を用いる道路標識の種類	「終り（507-A・B）」の使用区分	図 例
1	車両横断禁止	312	
	転回禁止	313	
	追越しのための右側部分はみ出し通行禁止	314	
	追越し禁止	314の2	
	最高速度	323	
	最低速度	324	
	一方通行	326	
	警笛区間	328の2	
	優先道路	405	
	自動車専用	325	
2	徐行	329	
	並進可	401	
	軌道敷内通行可	402	
	駐停車禁止	315	
	駐車禁止	316	
	駐車余地	317	
	駐車時間制限	318	
	歩行者横断禁止	332	
	駐車可	403	
	停車可	404	

◎補助標識の使い方〔区間等の表示〕

★区間の表示

区間を表示する補助標識（「始まり（505 - A・B）」、「区間内（506）」、「終り（507 - A・B・C）」）の設置に関する基準は次のとおりとする。

- (ア) 原則として、駐車関係道路標識及び「歩行者横断禁止（332）」を路側方式で設置する場合は、始点標識には「始まり（505 - A）」、終点標識には「終り（507 - A）」を附置するものとする。ただし、「時間制限駐車区間（318）」、「駐車可（403）」又は「停車可（404）」を設置する場合において、道路の部分の右側への駐車又は停車ができることとするときは、始点標識には「始まり（505 - B）」、終点標識には「終り（507 - C）」を附置するものとする。
- (イ) 原則として、(ア)で示した以外の道路標識の始点標識には「始まり（505 - A）」、終点標識には「終り（507 - C）」を附置するものとする。ただし、電光式の可変速度規制標識等に附置する場合等において、技術上やむを得ない場合は、終点標識に「終り（507 - A）」を用いることができる。
- (ウ) 原則として、(ア)及び(イ)で示した道路標識を併設する場合は、始点標識には「始まり（505 - A）」、終点標識には「終り（507 - C）」を附置するものとする。
- (エ) 「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止（314）」、「追越し禁止（314の2）」、「駐停車禁止（315）」、「駐車禁止（316）」、「駐車余地（317）」、「時間制限駐車区間（318）」、「最高速度（323）」、「特定の種類の車両の最高速度（323の2）」、「最低速度（324）」、「自転車及び歩行者専用（325の3） - 自転車歩道通行可 - 」、「一方通行（326 - A・B）」、「車両通行区分（327）」、「進行方向別通行区分（327の4 - A～D）」、「並進可（401）」、「軌道敷内通行可（402）」、「駐車可（403）」、「停車可（404）」、「優先道路（405）」及び「中央線（406）」については、区間内を表示する補助標識を附置しないものとする。

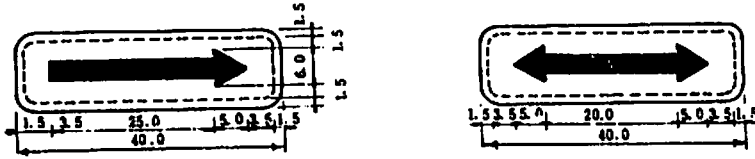
旧設置基準

◎補助標識の使い方〔文字及び記号の規格〕

文字および記号の表示にあつては、次の図例を参考とするものとする。

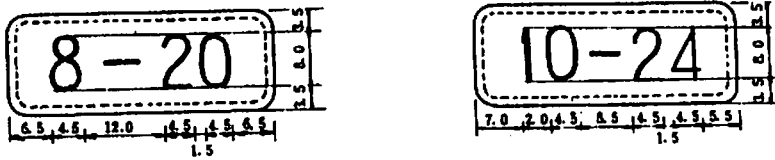
図例 参考規格

① 矢印を1段に表示する場合（12センチメートル）

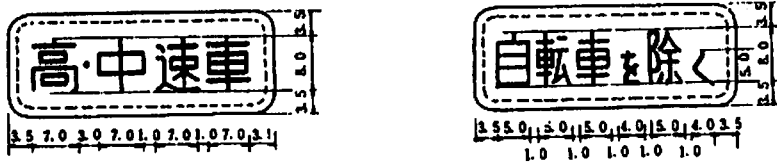


② 文字を1段に表示する場合（15センチメートル）

A 時間

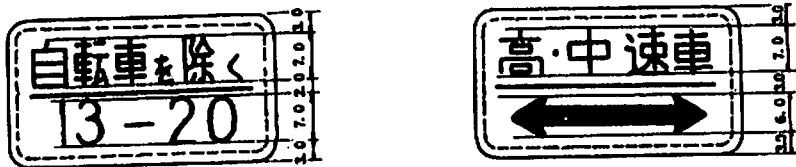


B 車両の種類

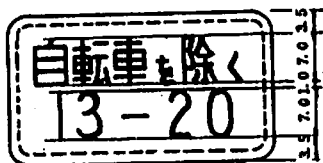


③ 2段に表示する場合（22センチメートル）

A 区分線を用いる場合



B 区分線を用いない場合



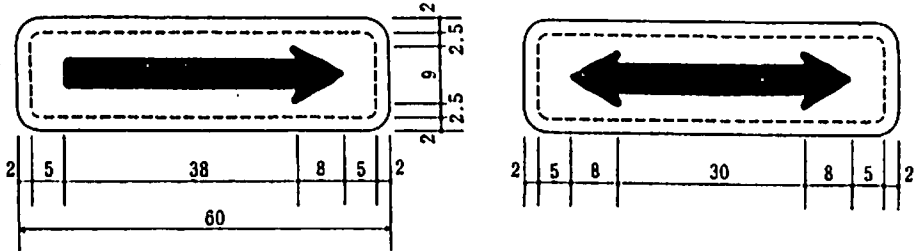
新設置基準 (変更)(新規)

◎補助標識の使い方 [文字及び記号の規格]

文字及び記号の表示に当たっては、次の図例を参考とするものとする。

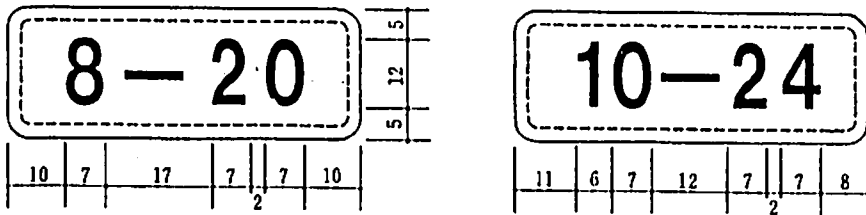
図例 参考規格

① 矢印を1段に表示する場合 (18センチメートル)

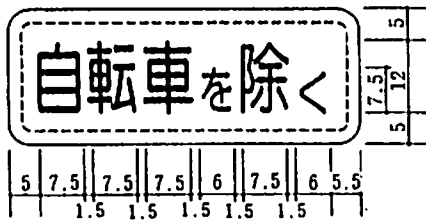


② 文字を1段に表示する場合 (22センチメートル)

A 時間

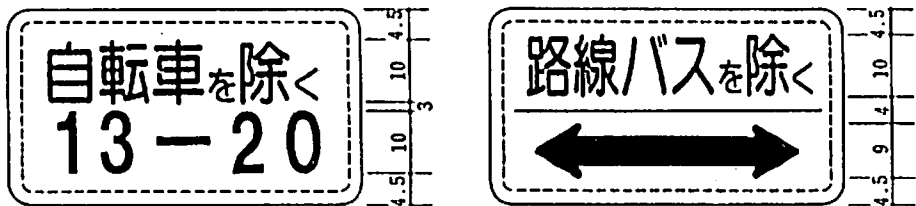


B 車両の種類



③ 2段に表示する場合 (32センチメートル)

A 区分線を設ける場合



B 区分線を用いない場合

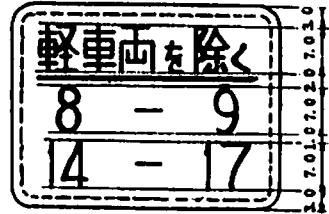
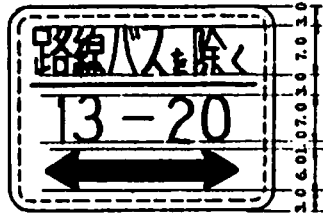


旧設置基準

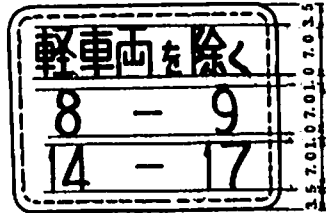
◎補助標識の使い方〔文字及び記号の規格〕

④ 3段に表示する場合(30センチメートル)

A 区分線を用いる場合



B 区分線を用いない場合



(備考) 緑の線の部分は、裏側へ折りまげる部分を示す。

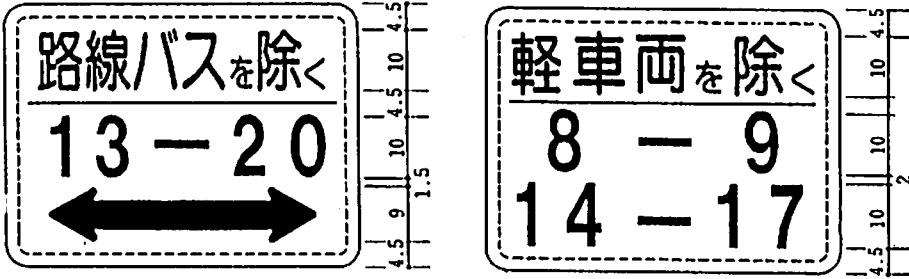
[ナ シ]

新設置基準 (変更)(新規)

◎補助標識の使い方 [文字及び記号の規格]

④ 3段に表示する場合 (44センチメートル)

A 区分線を用いる場合

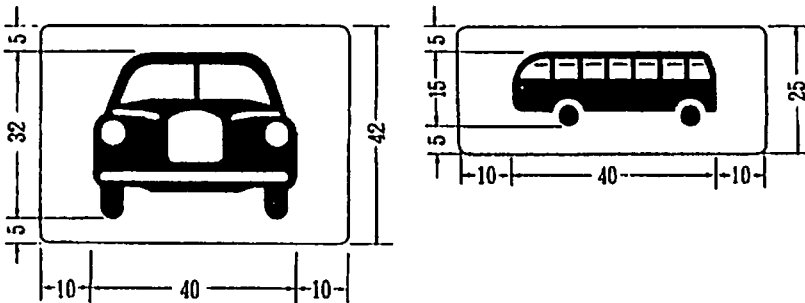


B 区分線を用いない場合



(備考) 線の点線の部分は、裏側へ折り曲げる部分を示す。

⑤ 「車両の種類 (503-B)」を単独で設置する場合



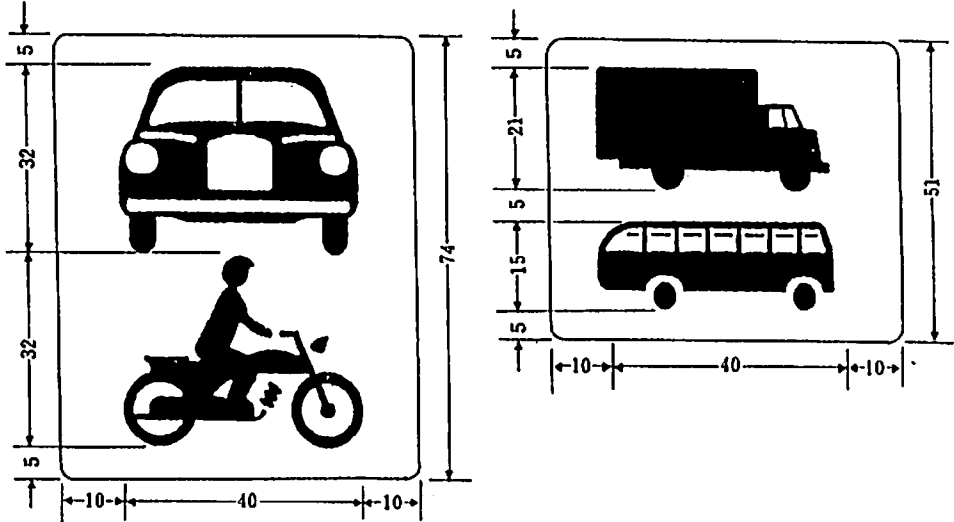
◎補助標識の使い方〔文字及び記号の規格〕

[ナ シ]

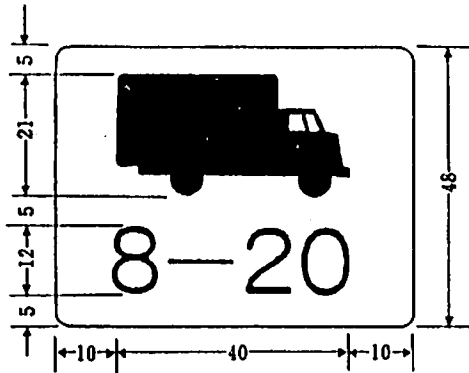
新設置基準 (変更)(新規)

◎ 補助標識の用い方 [文字及び記号の規格]

⑥ 「車両の種類 (503-B)」を組合せて設置する場合



⑦ 「車両の種類 (503-B)」と数字を併記する場合














旧設置基準

◎取付け方 [併設する場合の取付け方]

★本板の配列順位

併設する本板の配列は、次の表に示す配列順位が先順位のものから順次つぎの配置図（図例（本板の配置図）参照）に示すところにより行なうものとする。ただし、「横断歩道（407-A・B）」については、配列順位にかかわらず常に最下端（左右にふりわけた場合にあつてはその右側）に配置するものとする。

（本板の配列順位）

本板の形状		配列順位	本板の種類			
逆三角形	1	一時停止 （前方優先道 路・一時停止）	330 (330の2)	1  2 		
	2	徐行 （前方優先道 路）	329 (329の2)			
円形	走行中に 視認する もの	3	最高速度	323	3 	
		4	最低速度	324	4 	
		5	追越しのため の右側部分 はみ出し通 行禁止	314	5 	
		6	追越し禁止	314の2	6 	
		7	転回禁止	313	7 	
		8	車両横断 禁止	312	8 	
		9	警笛鳴らせ （警笛区 間）	328 (328の2)	9 	
		主として 交差点の 付近に設 置するも の	10	指定方向外 進行禁止	311-A ~E	10 
						







新設置基準（変更）

◎取付け方 [併設する場合の取付け方]

★本板の配列順位

併設する本板の配列は、次の表に示す配列順位が先順位のものから次の配置図（図例（本板の配置図）参照）に示すところにより行うものとする。ただし、配列順位にかかわらず、「横断歩道（407-A・B）」、「自転車横断帯（407の2）」及び「横断歩道・自転車横断帯（407の3）」は、最下端（左右に振り分けた場合にあつてはその右側）に配置するものとする。











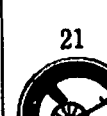
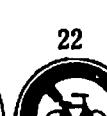
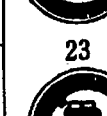

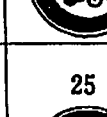

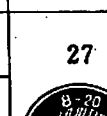
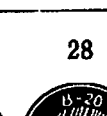
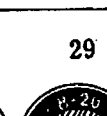
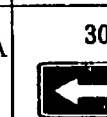
（本板の配列順位）

規制の分類	配列順位	本板の種類				
地 点 又	1	一時停止 （前方優先道路・ 一時停止）	330 （330の2）	1 	2 	
	2	徐行 （前方優先道路）	329 （329の2）	3 		
	3	停止線	406の2			
は	4	歩行者専用	325の4	4 	5 	6 
	5	自転車及び歩行者 専用	325の3			
	6	自転車専用	325の2			

旧設置基準

◎取付け方 [併設する場合の取付け方]














★本板の配列順位

円形	交差点の付近に設置するもの	11	自転車専用	325の2	11	12	13
		12	自転車及び歩行者専用	325の3			
		13	歩行者専用	325の4			
		14	通行止め	301	14	15	16
		15	車両通行止め	302			
		16	車両進入禁止	303			
		17	二輪の自動車以外の自動車通行止め	304	17		
		18	大型貨物自動車等通行止め	305			
		19	大型乗用自動車通行止め	306	18	19	20
		20	二輪の自動車、原動機付自転車通行止め	307			
		21	自転車以外の軽車両通行止め	308	21	22	
		22	自転車通行止め	309			
円形	特殊な場所に設置するもの	23	車両(組合せ)通行止め	310	23	24	
		24	自動二輪車二人乗り禁止	310の2			
円形	低速度で走行中視認するもの	25	重量制限	320	25	26	
		26	高さ制限	321			
		27	駐停車禁止	315	27	28	29
円形	長方形	28	駐車禁止(駐車予地)	316 (317)			
		29	駐車時間制限	318			
		30	一方通行	326 - A	30 		

新設置基準 (変更)

◎取付け方 [併設する場合の取付け方]

★本板の配列順位

区 間 規 制	通行の禁止・制限に関するもの					
	7	通行止め	301	7	8	9
	8	車両通行止め	302			
	9	車両進入禁止	303			
	10	二輪の自動車以外の 自動車通行止め	304	10		11・12
	11	大型貨物自動車等 通行止め	305			
	12	特定の最大積載量 以上の貨物自動車 等通行止め	305の2			
	13	大型乗用自動車通 行止め	306	13	14	15
	14	二輪の自動車、原 動機付自転車通行 止め	307			
	15	自転車以外の軽車 両通行止め	308			
	16	自転車通行止め	309	16	17	18
	17	車両 (組合せ) 通 行止め	310			
	18	歩行者通行止め	331			
	19	重量制限	320	19		20
	20	高さ制限	321			

旧設置基準

◎取付け方 [併設する場合の取付け方]

★本板の配列順位

正 方 形	31	歩行者通行止め	331	31	32	33
	32	並進可	401			
	33	軌道敷内通行可	402			
	34	駐車可	403	34	35	36
	35	停車可	404			
	36	優先道路	405			
	37	安全地帯	408	37	38	
	38	規制予告	409-A			
五 角 形	39	横断歩道	407- A・B	39	A	B
						

新設置基準（変更）

◎取付け方 [併設する場合の取付け方]

★本板の配列順位

交差点等における右左折の制限	21	指定方向外進行禁止	311-A-F	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">21</div> </div>
	22	転回禁止	313	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">22</div> <div style="text-align: center;">23</div> </div>
	23	原動機付自転車の右折方法（二段階、小回り）	327の5 327の6	
その他	24	警笛鳴らせ	328	<div style="text-align: center;">24</div>
	25	一方通行	326	<div style="text-align: center;">25</div>
	26	最高速度	323	<div style="text-align: center;">26・27</div>
	27	特定の種類の車両の最高速度	323の2	

旧設置基準














◎取付け方 [併設する場合の取付け方]

★本板の配列順位

新設置基準（変更）

◎取付け方 [併設する場合の取付け方]

★本板の配列順位

区 間 規 制	走行中に視認するもの	28	最低速度	324	28	29・30	
		29	追越しのための右側部分はみ出し通行禁止	314			
		30	追越し禁止	314の2			
		31	転回禁止	313	31	32	33
		32	車両横断禁止	312			
		33	警笛区間	328の2			
		34	並進可	401			
		35	軌道敷内通行可	402	34	35	36
	36	優先道路	405				
	低速度で走行中に視認するもの	37	駐停車禁止	315	37	38・39	
		38	駐車禁止	316			
		39	駐車余地	317			
		40	時間制限駐車区間	318	40	41	42
		41	駐車可	403			
42		停車可	404				

道路標示の設置の基準

旧設置基準

◎区画線との関係

- 1 区画線とは、道路の構造の保全または交通の安全と円滑を図るために、路面にえがかれた線または記号をいい、道路法第45条第1項の規定により、道路管理者は道路の構造を保全し、または交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に設けなければならないこととされている。

区画線と道路標示の種類、様式、設置区分等は一応標識令に定められているが、これらの中には、両者の意義、効用等が全く同一のもの、または類似した形態のものがあり、一方を設置すれば他方を設置する必要がないものがあるので、道路交通法第2条第2項の規定により、道路管理者が設置した区画線を総理府令・建設省令の定めるところにより、道路標示とみなすことができることとしている。

- 2 区画線のうち、道路交通法の規定の適用について道路標示とみなされるものは、次表のとおりである。

区 画 線	道 路 標 示
「車道中央線」を表示するもの	「中央線」を表示するもの
「車道外側線」を表示するもの（歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられ、かつ、実線で表示されるものに限る。）	「路側帯」を表示するもの

- 註1 車線境界線、および歩行者横断指導線を表示する区画線も、それぞれ車両通行帯および横断歩道を表示する道路標示（二本線に限られる。）に対応するものであるが、みなす区画線ではないので、道路交通法の適用について道路標示としての効果をもたせるには、公安委員会の意思決定が必要である。
- 2 区画線および道路標示の設置については「区画線および道路標示の設置区分等について（昭和46年12月20日、警察庁丁規発第83号、交通規制課長通達）」参照のこと。

◎道路標示の黄色の色彩

[ナ シ]

新設置基準(変更)(追加)

◎区画線との関係

法第2条第2項及び標識令第7条の規定により、「車道中央線」を表示する区画線は「中央線」を表示する道路標示に、「車道外側線」を表示する区画線（歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられている側の路端寄りに設けられ、かつ、実線表示されるものに限る。）は「路側帯」を表示する道路標示に、それぞれみなされる。

なお、「車線境界線」及び「車道外側線」を表示する区画線（「車道外側線」を表示するものにあつては「路側帯」を表示する道路標示にみなされる場合を除く。）は「車両通行帯」を表示する道路標示に対応するものであるが、法の適用に当たりそれぞれの区画線について対応する道路標示としての効果を持たせる必要がある場合には、新たにそれぞれ対応する道路標示を公安委員会が設置したこととする意思決定が必要である。

◎道路標示の黄色の色彩

道路標示「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止(102)」等の黄色の色彩は、マンセル参考値 5.5 YR 6.5 / 12 を基準とする。（「道路標示ペイントの黄色の統一について（昭和 53 年 6 月 16 日付け警察庁丁規発第 43 号）」参照）

道路管理者が設置する道路標識との調整
[新 規]

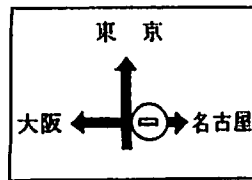
新設置基準(追加)

◎案内標識との調整

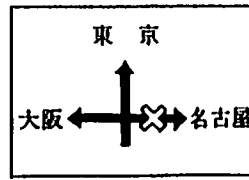
道路標識「指定方向外進行禁止(311-A~F)」、「一方通行(326-B)」、「進行方向別通行区分(327の4-A~D)」若しくは「規制予告(409-A・B)」又は道路標示「進路変更禁止(102の2)」等を設置して交通規制を行う場合は、道路管理者が設置する方面、方向及び距離を表示する案内標識との関係を考慮し、案内標識によって示されている方向への進行が規制標識によって禁止されることにより、運転者の判断を迷わせることのないよう道路管理者との間で相互に十分連絡調整するものとする。(「交通規制と案内標識の調整について(昭和56年8月25日付け警察庁丁規発第67号)」参照)(図例参照)

図例(1) 指定方向外進行禁止の規制に対する調整例

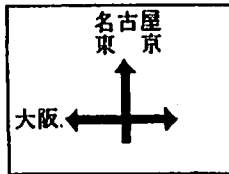
- ① 禁止された方向に対し、禁止されていることを示唆する方法(全車終日規制の場合)



⊘ 進入禁止を表わす



↔ 印を付加

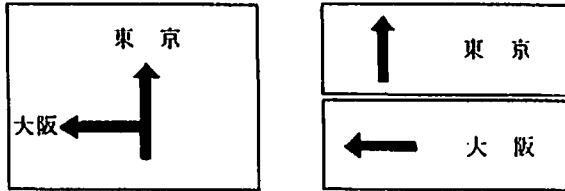


禁止された方向に対しては地名を表示せずう回路の方向に地名を表示

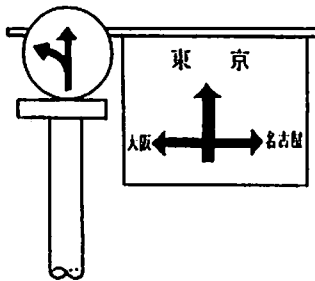
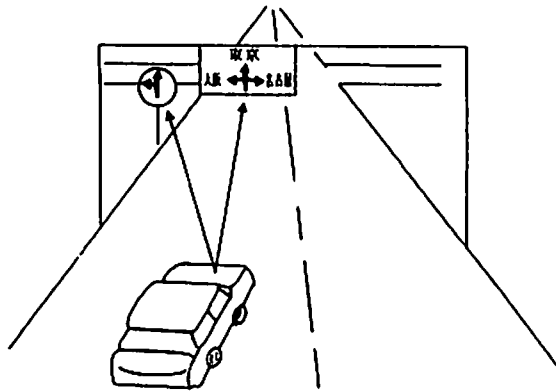
新設置基準(追加)

◎案内標識との調整

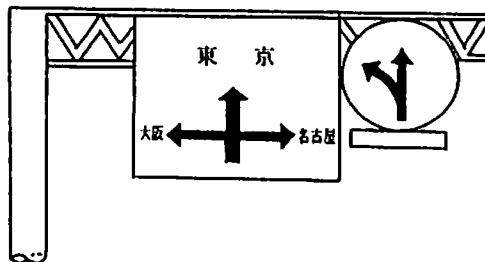
② 禁止された方向への案内を行わない方法 (全車終日規制の場合)



③ 一体的視認性の確保による方法



オーバーハングへの共架



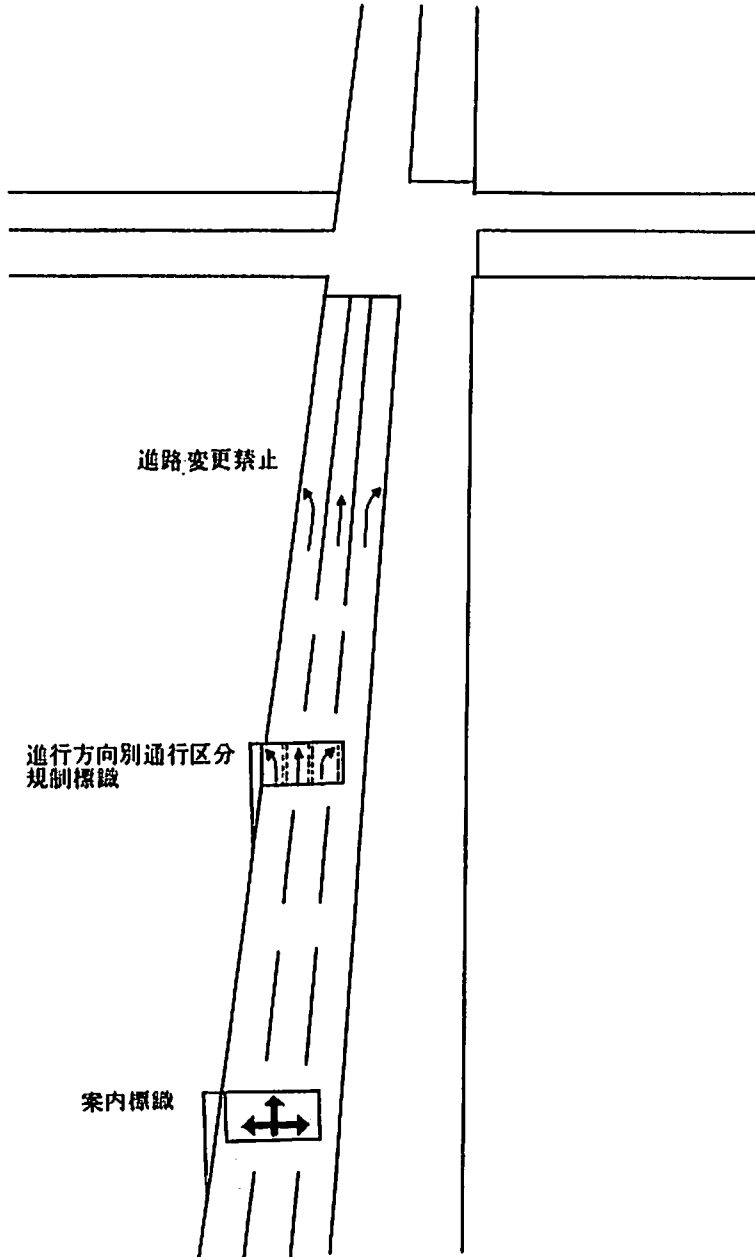
オーバーヘッドへの共架

新設置基準(追加)

◎案内標識との調整

図例(2) 進路変更禁止又は進行方向別通行区分の規制に対する調整例

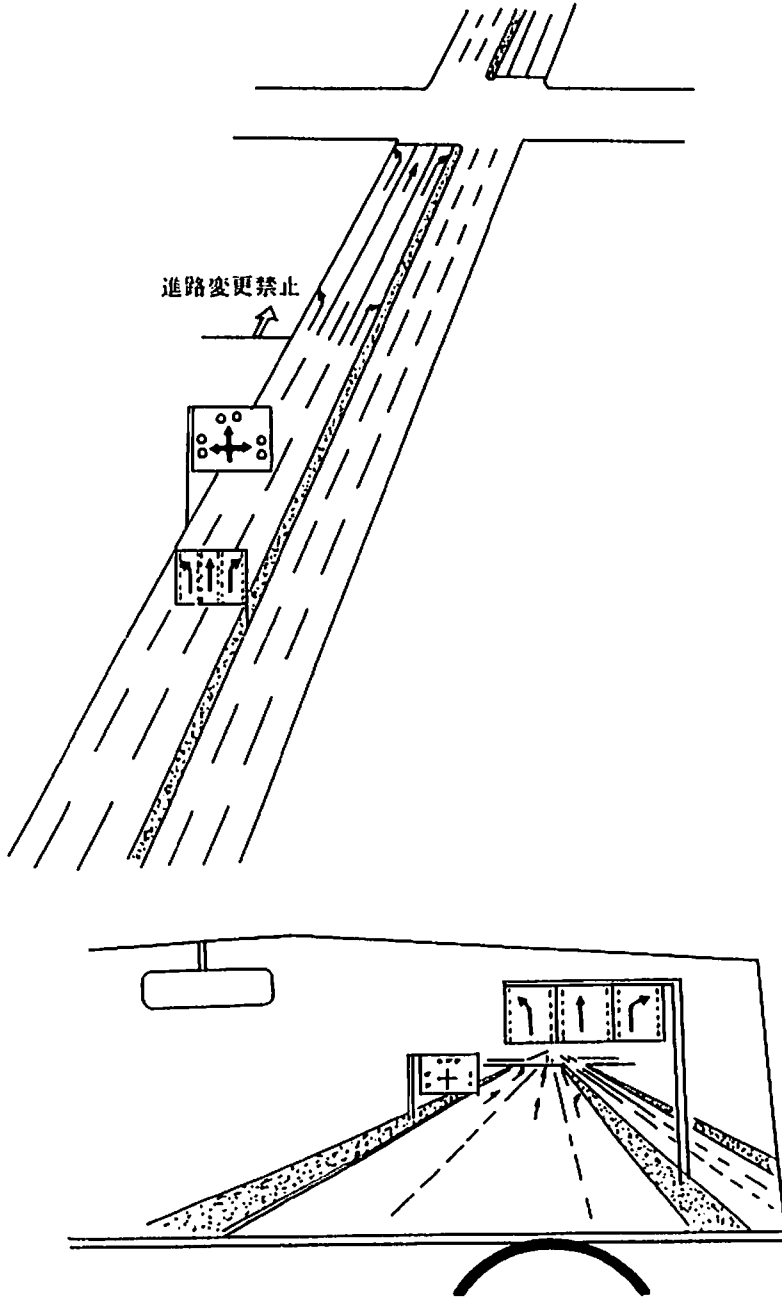
① 規制開始前に案内標識(又は案内の予告標識)を設置する方法



新設置基準(追加)

◎案内標識との調整

② 一体的視認性の確保による方法



◎警戒標識との併用

道路の前方が屈曲しているために、最高速度の指定を行う場合等交通の規制が主として道路の構造上の要求から行われる場合は、必要に応じて警戒標識と規制標識を併設することが望ましい。(図例参照)

図例



各種の道路標識等の設置の方法

◎各種通行止め

[各種の通行止めの道路標識の設置]

[ナシ]

◎各種通行止め

[他の道路標識等の併用]

[ナシ]

◎歩行者用道路 [補助標識の使い方]

- (1) 「歩行者専用(325の4)」の標識には、当分の間、補助標識「歩行者専用(509の2-B)」(歩行者用道路)を付置するものとする。
- (2) 「自転車及び歩行者専用(325の3)」の標識を設置して歩行者用道路の規制を行なう場合も、当該道路が歩行者用道路であることを明らかにするため、補助標識「歩行者専用(509の2-B)」(歩行者用道路)を付置するものとする。
- (3) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(昭和46年総理府令・建設省令第1号)附則第5項により、当分の間、用いることができることとされている「車両通行止め(302)」の標識を設置して歩行者用道路の規制を行なうときは、必ず補助標識「歩行者専用(509の2-B)」(歩行者用道路)を付置すること。
- (4) 指定車および許可車の通行を認める歩行者用道路の規制を行なう場合は、歩行者用道路の標識に「指定車・許可車を除く」の補助標識を付置するものとする。

◎各種通行止め

[各種の通行止めの道路標識の設置]

特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止めの表示は、道路標識「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め(305の2)」に補助板「車両の種類(503-C)」を附置して行うものとする。なお、「車両の種類(503-C)」は、文字との併記を行わないこととし、文字以外の記号との併記は、原則として1行とする。

◎各種通行止め

[他の道路標識等の併用]

特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止めに「指定方向外進行禁止(311-A~E)」を併用する場合には、「指定方向外進行禁止(311-A~E)」に補助板「車両の種類(503-C)」を附置するものとし、その表示方法は前記1(3)によるものとする。

◎歩行者用道路 [補助標識の使い方]

[廃止]

*補助標識板 [歩行者用道路] 等の廃止

旧設置基準

◎歩行者用道路 [補助標識の使い方]

(5) 終日規制が行なわれる裏通り等の歩行者用道路において、二輪の自転車のほか、リヤカー、荷車等を含めた軽車両のすべてを適用除外とする場合は、「歩行者専用(325の4)」の標識に「軽車両を除く」の補助標識を付置するものとする。

図例

(1) 終日規制を行なう場合

(幅員3.5メートル未満の裏通り等)

① 指定車、許可車を除外する場合



歩行者用道路
指定車・許可車を除く

② 指定車・許可車のほか二輪の自転車・リヤカー・荷車等軽車両のすべてを除外する場合



歩行者用道路
指定車・許可車
軽車両を除く

③ 当分の間、有効とするもの



歩行者用道路
指定車・許可車を除く

(2) 時間を限って行なう場合

① 遊歩道、遊戯道路等



歩行者用道路
日曜・祝日
10 - 17

② 買物道路、通学通園路等



歩行者用道路
16 - 18

新設置基準(変更)

◎歩行者用道路 [補助標識の使い方]

[廃止]

* 補助標識板 [歩行者用道路] 等の廃止

旧設置基準

◎横断歩道

法第4条第1項の規定に基づき、同法第2条第1項第4号に規定する横断歩道を設ける場合の道路標識等の設置は、次によるものとする。

1 表示の基準

横断歩道を設ける場合は、次の表に示すところにより道路標識「横断歩道(407-A・B)」および道路標示「横断歩道(201)」を用いるものとする。

(1) 道路標識等の用い方

設置する場合の状況			表示の方法		図	例
舗装の別	交差点の別	信号機の有無	道路標識	道路標示		
舗装	交差点の付近	あり	不要	要 (ゼブラ模様を原則とし二本線は例外とする)	略することかできる。 石または舗装され ない場合は省 軌道敷があるとき 軌道敷があるとき	要
		なし	不要			不要
		なし	不要			不要
						例

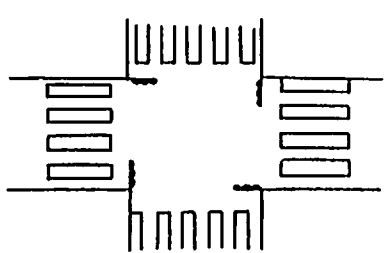
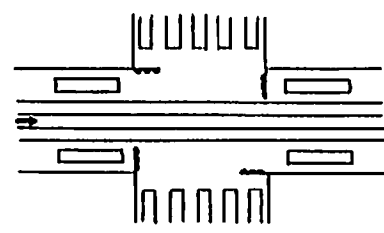
新設置基準(変更)

◎横断歩道

法第2条第1項第4号に規定する横断歩道を設ける場合の道路標識等の設置は、次によるものとする。

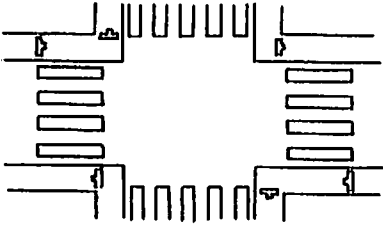
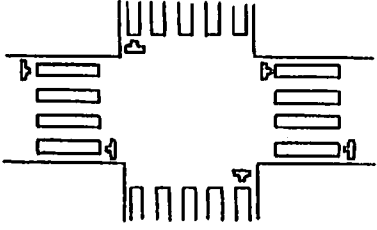
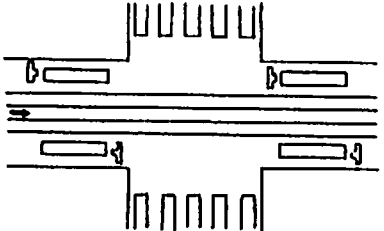
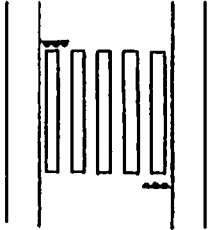
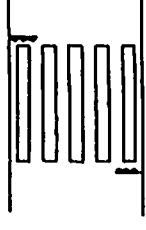
1 道路標識「横断歩道(407-A・B)」及び道路標示「横断歩道(201)」の設置

(1) 横断歩道を設ける場合は、次の表に示すところにより、道路標識「横断歩道(407-A・B)」及び道路標示「横断歩道(201)」を設置するものとする。

設置する場所 の状況			表示の方法		図 例
			道路標識	道路標示	
舗装の別	交差点の別	信号機の有無			
舗	交 差 点 の 付 近	あ	不 要		
装		り	要		<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;"> (敷石のとき又は舗装さ ずるときは省略) (軌道敷があるとき) </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>

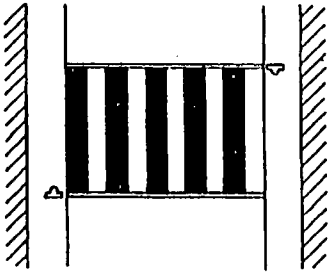
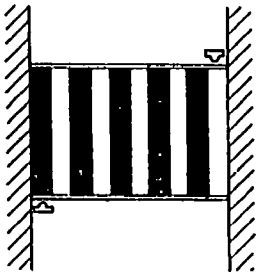
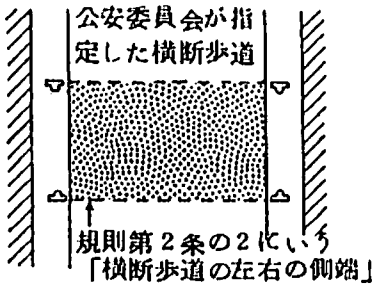
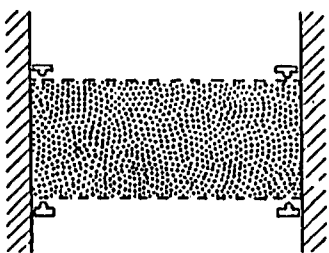
新設置基準(変更)

◎横断歩道

舗 装	交 差 点 の 付 近	な し	要 要	歩 車 道 の 区 別 が あ る 道 路	
				歩 車 道 の 区 別 が な い 道 路	
				軌道敷があるとき (敷石のとき又は舗装さ ず る こ と が で き る。 す る こ と が で き る。)	
舗 装	単 路	あ り	不 要	歩 車 道 の 区 別 が あ る 道 路	
				歩 車 道 の 区 別 が な い 道 路	

旧設置基準

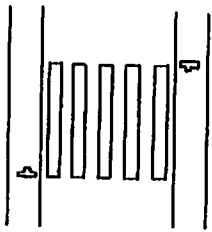
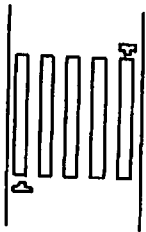
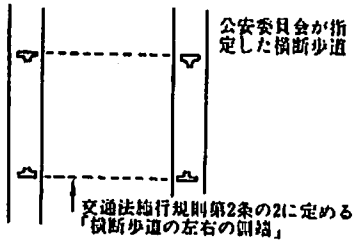
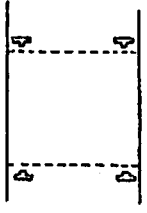
◎横断歩道

舗装	単路	なし	要	要 (ゼブラ模様)	道路 歩車道の区別がある	
					道路 歩車道の区別がない	
非舗装	交差点または単路	信号機の有無に関係なし	要		道路 歩車道の区別がある	<p>公安委員会が指定した横断歩道</p>  <p>規則第2条の2にいう「横断歩道の左右の側端」</p>
					道路 歩車道の区別がない	

(備考) 非舗装道路に横断歩道を設置する場合には、令第1条の2第3項第2号および規則第2条の2の規定により、必ず、道路標識には柱を用い、その標示板は、表面が当該横断歩道の外方に向くよう設置すること。

新設置基準(変更)

◎横断歩道

舗装	単	な	し	要	要	歩車道の区別がある道路 
	路			要	要	歩車道の区別がない道路 
非舗装	交差点又は単路	信号機の有無に関係なし		要	要	歩車道の区別がある道路 
				要	要	歩車道の区別がない道路 

(注) 非舗装道路に横断歩道を設置する場合は、令第1条の2第3項第2号及び規則第2条の2の規定により、道路標識の設置には柱を用い、その標示板は、表面が当該横断歩道の外方に向くよう設置するものとする。

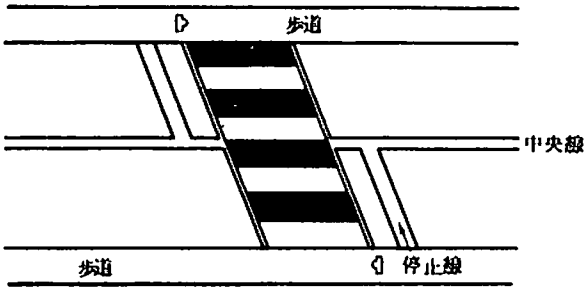
◎ 横断歩道

(2) 特殊な場合における道路標示の使い方

道路の延長方向に対しやむを得ず、斜めに設置する必要がある場合には、図例に示すところによるものとする。

図例

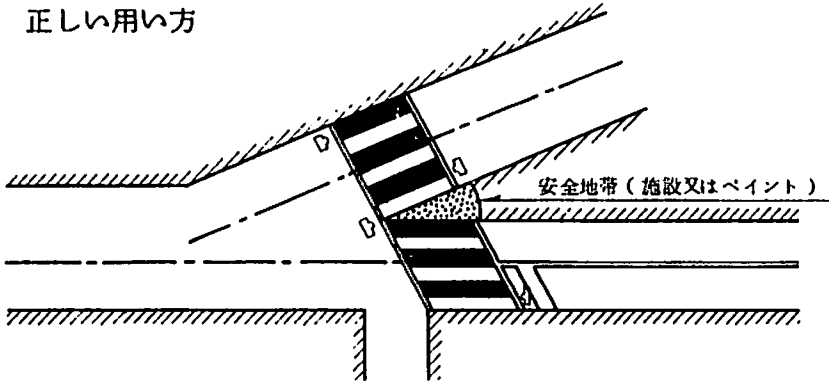
① 正しい使い方



② 誤った使い方



③ 正しい使い方



2 表示の方法

(1) 道路標識「横断歩道(407-A・B)」の使用区分

「横断歩道(407-B)」(学童用)は、保育所、幼稚園、小学校等の付近に設けられる横断歩道および主として学童園児の通学、通園のため利用される横断歩道に用いるものとし、「横断歩道(407-A)」(一般用)は、その他の横断歩道に用いるものとする。

(2) 緑線の幅

横断歩道の緑線の幅は、道路の幅員および横断歩道の幅員をかんあんして、30~15センチメートルとする。

(3) 舗装された道路に横断歩道を設置する場合は、横断歩道の1.5~3メートル手前に、停止線を設置するものとする。

3 道路標示「横断歩道あり(210)」の設置

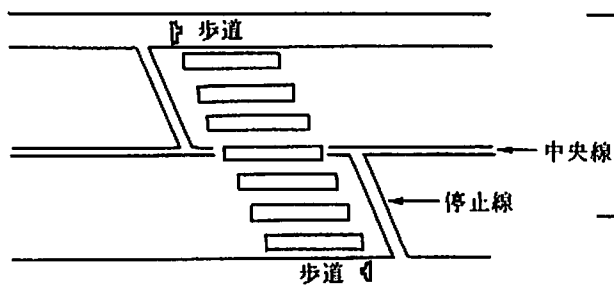
「横断歩道あり(210)」の設置については第32横断歩道ありを参照のこと。

◎横断歩道

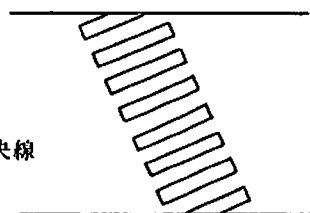
- (2) やむを得ず道路の延長方向に対して斜めに設置する必要がある場合は、図例に示すところによるものとする。

図例

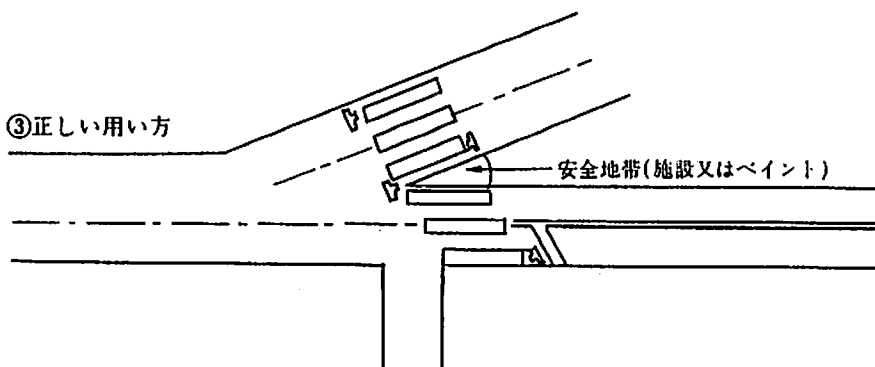
①正しい使い方



②誤った使い方



③正しい使い方



2 表示の方法

(1) 道路標示「横断歩道 (201)」の幅

「横断歩道 (201)」の幅は、原則として4メートルとし、やむを得ず縮小する場合にあっても3メートルを限度とする。

(2) 道路標示「横断歩道 (201)」の使用区分

ア 原則として側線を省略した様式の「横断歩道 (201)」を設置するものとする。

イ 道路標示「斜め横断 (210の2)」と併設する場合には、側線を省略していない様式の「横断歩道 (201)」を設置するものとする。

◎横断歩道

[ナ シ]

新設置基準(変更)(追加)

◎横断歩道

(3) 道路標識「横断歩道 (407 - A・B)」の使用区分

「横断歩道 (407 - B)」(学童用)は、保育所、幼稚園、小学校等の付近に設けられる横断歩道及び主として学童、園児の通学、通園のため利用される横断歩道に、「横断歩道 (407 - A)」(一般用)は、その他の横断歩道に用いるものとする。

(4) 道路標示「横断歩道 (201)」の側線の幅

「横断歩道 (201)」の側線の幅は、道路の幅員及び横断歩道の幅員を勘案して、15～30センチメートルとする。

(5) 舗装された道路に横断歩道を設置する場合は、横断歩道(交差点の流出部等にある場合を除く。)の1～5メートル手前に、停止線を設置するものとする。

(6) 道路標示「横断歩道 (201)」及び「自転車横断帯 (201の3)」を併設する場合の設置方法は、第47 自転車横断帯の項に示すところによるものとする。

3 道路標示「横断歩道又は自転車横断帯あり (210)」の設置

「横断歩道又は自転車横断帯あり (210)」の設置については、第8 横断歩道又は自転車横断帯ありの項に示すところによるものとする。

4 インターロッキングによる道路標示「横断歩道 (201)」の表示

インターロッキングを敷設した道路に横断歩道を設置する場合、道路標示「横断歩道 (201)」には原則として反射機能を有するインターロッキングを使用するものとし、物理的にできない場合には反射機能を有するペイントを使用するものとする。

5 道路標識「横断歩道・自転車横断帯 (407の3)」の設置

「横断歩道・自転車横断帯 (407の3)」の設置については、第47 自転車横断帯の項に示すところによるものとする。

6 記号が左向きの道路標識「横断歩道 (407 - A・B)」の設置

一方通行路又は非舗装路において、右側の路端に設置する「横断歩道 (407 - A・B)」には、記号が左向きのものを用いるものとする。

◎軌道敷内通行可

法第4条第1項の規定に基づき、同法第21条第2項第3号の道路標識により、軌道敷内通行可の指定（自動車が軌道敷内を通行することができる道路の区間の指定）を行なう場合の道路標識「軌道敷内通行可（402）」の設置は、次によるものとする。

1 始点標識および終点標識

軌道敷内通行可の指定区間の始まりおよび終りの地点における左側の路端に、（広幅員道路等で特に必要があるときは、オーバー・ハング方式によること。以下次項において同じ。）始点標識および終点標識を設置するものとする。

この場合、始点標識または終点標識が交差点にかかるときは、交差点からおおむね5～30メートルの距離をおいて設置するものとする。（図例参照）

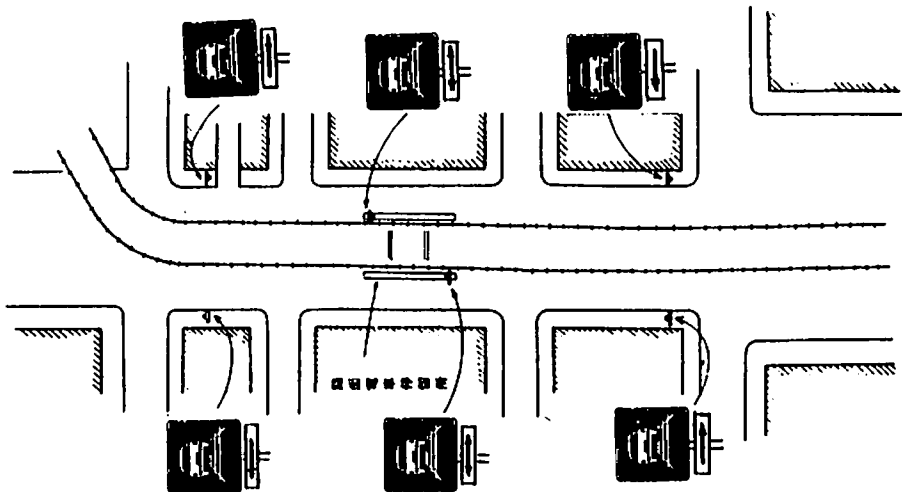
2 区間内標識

区間内標識は、おおむね400メートルの間隔をおいて、左側の路端に設置するものとする。

3 補助標識の用い方

軌道敷内の通行を認める自動車の範囲を限定する必要がある場合は、軌道敷内通行可の標識に対象車両を表示した補助標識「車両の種類（503）」を付置すること。

図例



新設置基準(変更)

◎ 軌道敷内通行可

法第21条第2項第3号の道路標識により、軌道敷内通行可の指定(自動車が軌道敷内を通行することができる道路の区間の指定)を行う場合の道路標識の設置は、次によるものとする。

1 道路標識「軌道敷内通行可(402)」の設置

(1) 始点標識及び終点標識

ア 軌道敷内通行可の指定区間の始まり及び終りの地点における左側の路端に始点標識及び終点標識をそれぞれ設置するものとする。

なお、広幅員道路等で特に必要がある場合は、オーバー・ハング方式により設置するものとする。

イ 始点標識又は終点標識が交差点に懸かるときは、交差点からおおむね5～30メートルの距離をおいて設置するものとする。(図例参照)

(2) 区間内標識

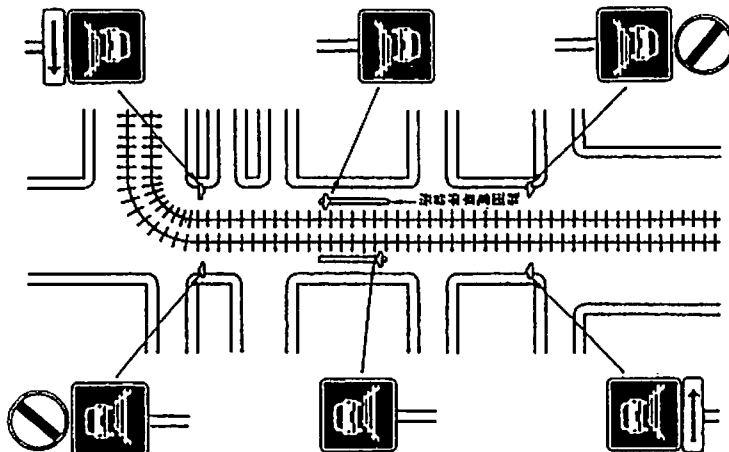
軌道敷内通行可の区間内には、おおむね次の表に示す基準により区間内標識を左側の路端に設置するものとする。

設置間隔区分 道路区分	市街部道路	地方部道路	自動車専用道路等
路側標識の設置間隔	400	400	—
路上標識の設置間隔	400～600	500～800	—
路上標識と路側標識の設置間隔	400～500	400～600	—

2 補助標識の用い方

軌道敷内の通行を認める自動車の範囲を限定する必要がある場合は、「軌道敷内通行可(402)」に対象車両を表示した補助標識「車両の種類(503-A)」を附置するものとする。

図例



◎原動機付自転車の右折方法（二段階）

[ナ シ]

新設置基準(追加)

◎原動機付自転車の右折方法(二段階)

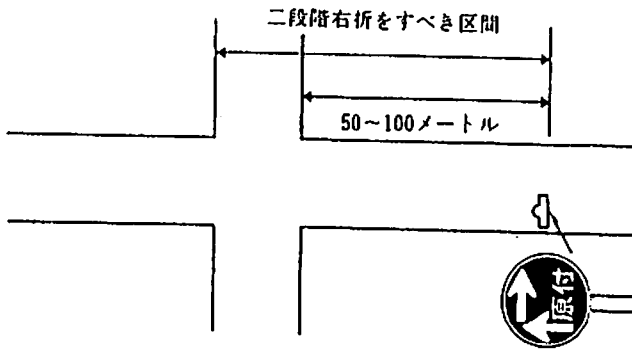
法第34条第5項本文の道路標識により、交通整理の行われている交差点における原付の右折につき交差点の側端に沿って通行すべき道路の区間の指定を行う場合の道路標識「原動機付自転車の右折方法(二段階)(327の5)」の設置は、次によるものとする。

1 交差点ごとに原付の右折方法(二段階)を指定する場合(図例(1)参照)

交差点ごとに原付の右折方法(二段階)を指定し、「原動機付自転車の右折方法(二段階)(327の5)」を設置する場合は、二段階右折をすべき道路の区間内の交差点からおおむね50～100メートルの距離をおいて道路の左側の路端に始点標識を設置するものとする。

なお、始まりを表示する補助標識、区間内標識及び終点標識については、省略するものとする。

図例(1)



2 長区間(交通整理の行われている交差点を2以上含む道路の区間)にわたり原付の右折方法(二段階)を指定することが特に必要な場合(図例(2)参照)

(1) 始点標識

始点標識は、二段階右折をすべき道路の区間内の最初の交差点からおおむね50～100メートルの距離をおいて道路の左側の路端に設置するものとする。

(2) 終点標識

終点標識は、二段階右折をすべき道路の区間の終りの地点(交差点を越えて5～30メートルの距離をおいた地点)における道路の左側の路端に設置するものとする。

◎原動機付自転車の右折方法（二段階）

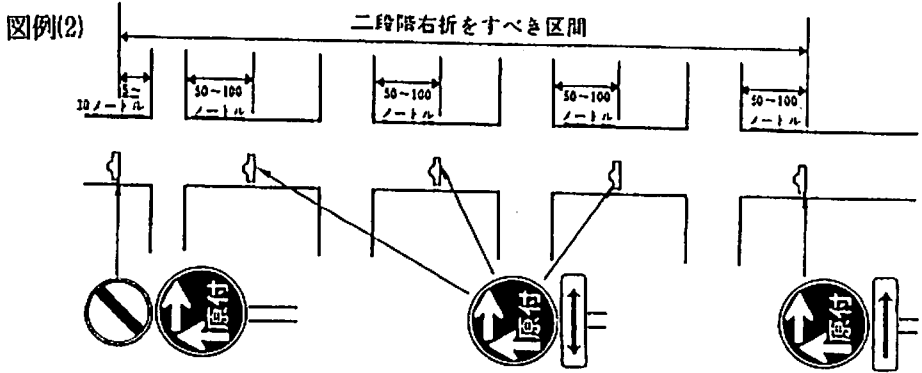
[ナシ]

◎原動機付自転車の右折方法（小回り）

[ナシ]

新設置基準(追加)

◎原動機付自転車の右折方法 (二段階)



(3) 区間内標識

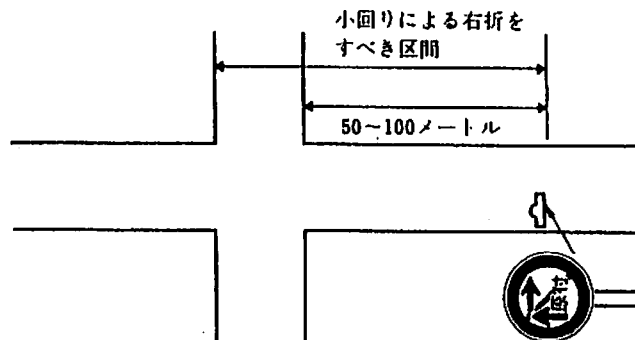
区間内標識は、二段階右折をすべき道路の区間の最初の交差点を除く交差点からおおむね50～100メートルの距離をおいた道路の左側の路端に設置するものとする。

◎原動機付自転車の右折方法 (小回り)

法第34条第5項ただし書の道路標識により、多通行帯道路において、交通整理の行われている交差点における原付の右折につきあらかじめ道路の中央又は側端に寄るべき道路の区間の指定を行う場合の道路標識「原動機付自転車の右折方法(小回り)(327の6)」の設置は、次によるものとする。(図例参照)

- 1 交差点ごとに原付の右折方法(小回り)を指定し、道路標識「原動機付自転車の右折方法(小回り)(327の6)」を設置する場合は、小回りによる右折をすべき道路の区間内の交差点からおおむね50～100メートルの距離をおいて、道路の左側の路端に始点標識を設置するものとする。
- 2 始まりを表示する補助標識、区間内標識及び終点標識については、省略するものとする。

図例



◎徐行

法第4条第1項の規定に基づき、同法第42条の道路標識により、徐行の規制（車両等が徐行しなければならない場所の指定）を行なう場合の道路標識「徐行（329）」の設置は、次によるものとする。

1 始点標識

徐行指定場所の始まりの地点における左側の路端に始点標識を設置するものとする。

2 終点標識

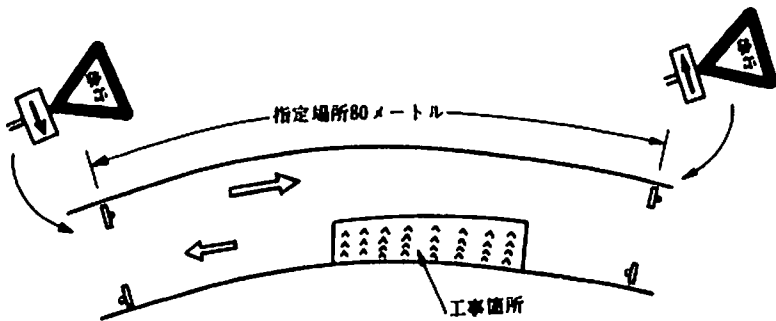
(1) 徐行指定場所が30メートル以上にわたる場合には、その終りとなる地点における左側の路端に、終点標識を設置するものとする。（図例(1)参照）

(2) 徐行指定場所が30メートル未満である場合には、終点標識を省略することができるものとする。この場合、始点標識には「始まり（505）」にかえて「距離（501）」（「ここから00m」と表示した補助標識）を付置するものとする。（図例(2)参照）

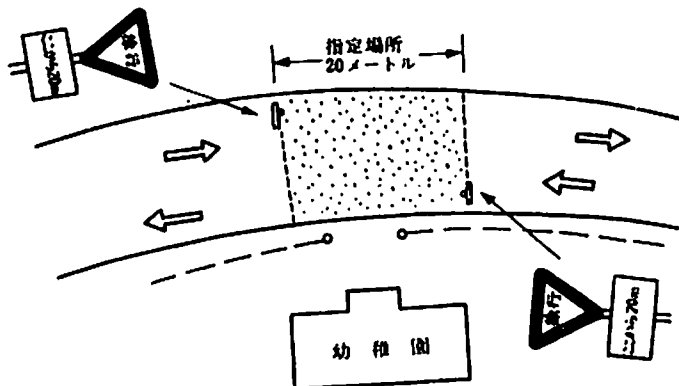
3 区間内標識

徐行指定場所が100メートル以上にわたる場合には、おおむね100メートルの間隔をおいて、左側の路端に区間内標識を設置するものとする。

図例(1) 徐行指定場所が30メートル以上にわたる場合



図例(2) 徐行指定場所が30メートル未満の場合



◎徐行

法第42条の道路標識により、徐行場所の指定(車両等が徐行すべき場所の指定)を行う場合の道路標識「徐行(329)」の設置は、次によるものとする。

1 始点標識の設置

徐行指定場所の始まりの地点における左側の路端に始点標識を設置するものとする。

2 終点標識の設置

終点標識の設置は、次の例示によるものとする。

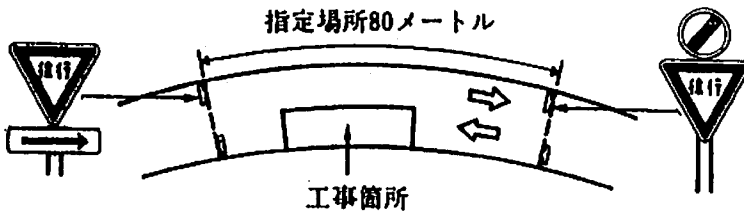
(1) 徐行指定場所が30メートル以上にわたり、その終りとなる地点における左側の路端に終点標識を設置するとき。(図例(1)参照)

(2) 徐行指定場所が30メートル未満であり、終点標識を省略するとともに、始点標識には補助標識「始まり(505-A)」に代えて「距離(501)」(「ここから〇〇m」と表示)を附置するとき。(図例(2)参照)

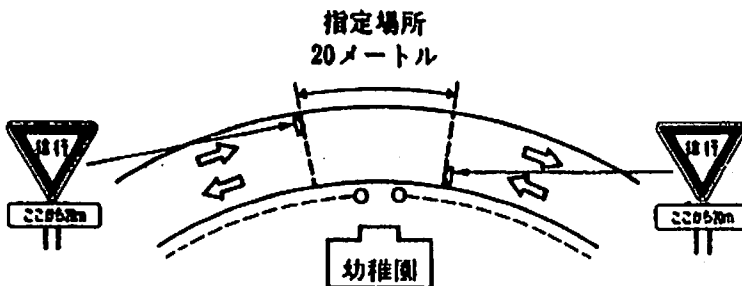
3 区間内標識の設置

徐行指定場所が100メートル以上にわたる場合には、おおむね100メートルの間隔をおいて、左側の路端に区間内標識を設置するものとする。

図例(1) 徐行指定場所が30メートル以上にわたる場合



図例(2) 徐行指定場所が30メートル未満の場合



◎停止線

★道路標識「停止線(406の2)の設置」

[ナシ]

◎停止線

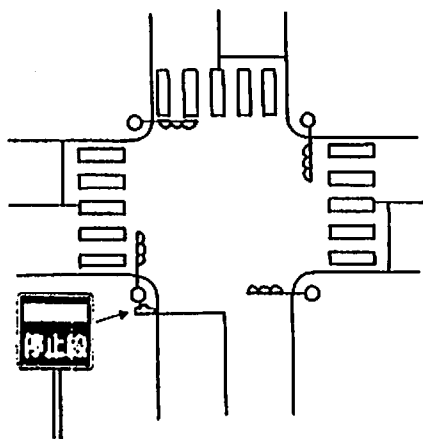
★道路標示「二段停止線(203の2)の設置」

[ナシ]

◎停止線

★道路標識「停止線(406の2)の設置」

道路又は交通の状況、積雪その他の理由により、道路標示「停止線(203)」の設置が困難な場合又は設置しても見えにくい場合に、車両の停止位置を示す必要がある地点に、道路標示「停止線(203)」に併せて、又はこれに代えて道路標識「停止線(406の2)」を設置するものとする。(図例参照)

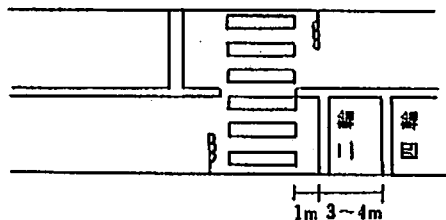


◎停止線

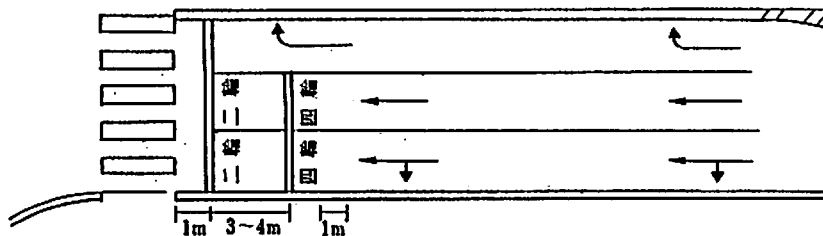
★道路標示「二段停止線(203の2)の設置」

前記1の(1)のケに示した場所に停止線を設置する際、特に二輪及び軽車両の安全を確保する必要がある場合は、「二段停止線(203の2)」を設置することができることとする。この場合における「二輪」及び「四輪」の文字の大きさは、原則として縦1メートル、横1メートルとする。(図例参照)

① 単路に設置する場合



② 交差点付近に設置する場合



◎ 駐車可

★ 道路標識による駐車可の指定

法第48条の道路標識により道路の左側端以外の場所（道路の中央部分、分離帯の左側端沿い、一方通行路の右側等）に駐車可の指定を行なう場合には、次により道路標識「駐車可（403）」を設置するものとする。

(1) 始点標識および終点標識

駐車可の指定区間の始まりおよび終りの地点に始点標識および終点標識を設置するものとする。（図例(1)、(2)参照）

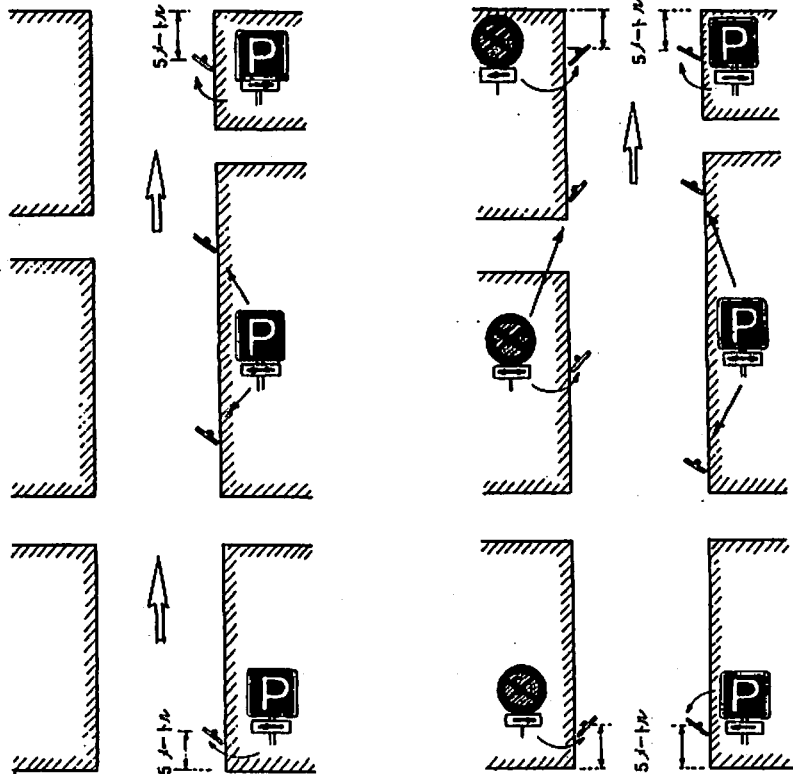
(2) 区間内標識

ア 駐車可の指定区間にはおおむね100メートルの間隔をおいて区間内標識を設置するものとする。（図例(1)、(2)参照）

イ 駐車可の指定場所内にこれと交差する道路がある場合には、交差する道路の幅員、交通量等をかんあんして、交差点の付近に区間内標識を設置するものとする。

図例(1) 一方通行路の右側に駐車可の指定を行なう場合

図例(2) 一方通行路の左側の駐停車を禁止し、右側に駐車可の指定を行なう場合



◎駐車可

★道路標識による駐車可の指定

法第48条の道路標識により、道路の左側端以外の場所（道路の中央部分、分離帯の左側端沿い、一方通行路の右側等）に駐車可の指定を行う場合には、次により道路標識「駐車可（403）」を設置するものとする。

(1) 始点標識及び終点標識

駐車可の指定区間の始まり及び終りの地点に始点標識及び終点標識をそれぞれ設置するものとする。（図例(1)、(2)参照）

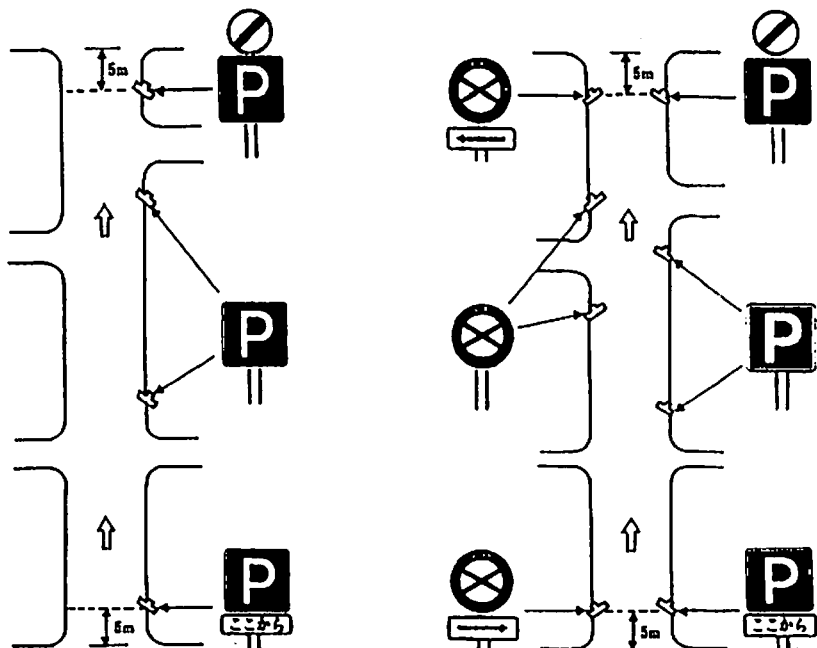
(2) 区間内標識

ア 駐車可の指定区間には、おおむね100メートルの間隔をおいて区間内標識を設置するものとする。（図例(1)、(2)参照）

イ 駐車可の指定場所内にこれと交差する道路がある場合には、道路及び交通の状況を勘案して、交差点の付近に区間内標識を設置するものとする。

図例(1) 一方通行路の右側に駐車可の指定を行う場合

図例(2) 一方通行路の左側の駐停車を禁止し、右側に駐車可の指定を行う場合



◎ 停車可

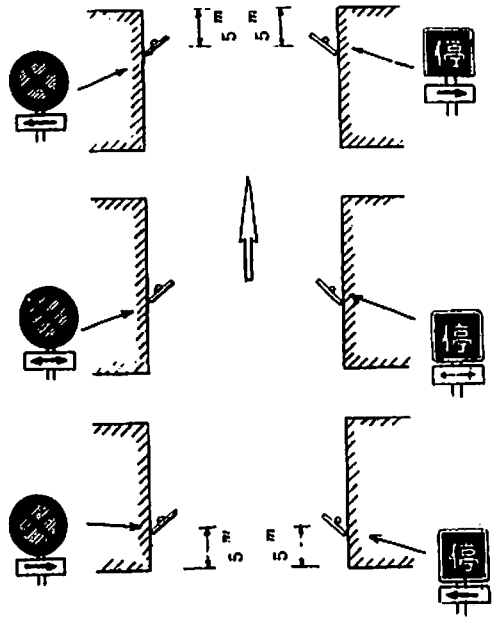
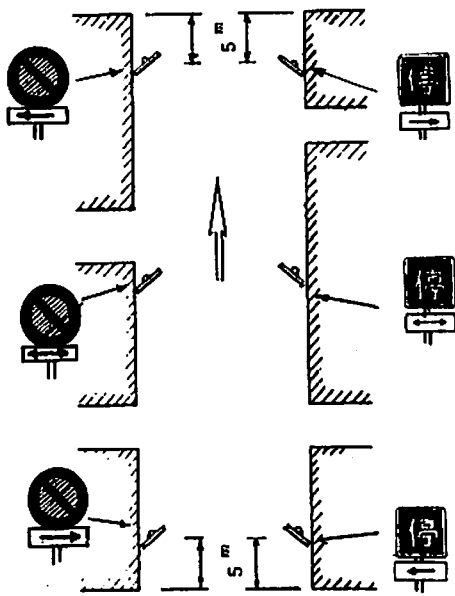
★ 道路標識による停車可の指定

法第48条の道路標識により一方通行路の右側に停車可の指定を行なう場合の道路標識の設置は、駐車可の場合に準ずるものとする。

(図例1)、(2)参照)

図例1) 一方通行路の左側の駐車を禁止し、右側に停車可の指定を行なう場合

図例2) 一方通行路の左側の駐停車を禁止し、右側に停車可の指定を行なう場合



新設置基準(変更)

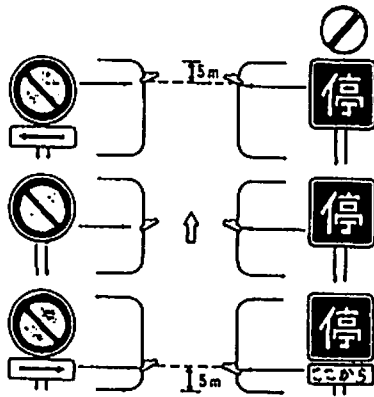
◎ 停車可

★ 道路標識による停車可の指定

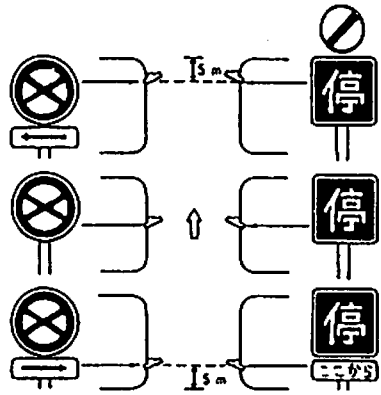
法第 48 条の道路標識により、一方通行路の右側に停車可の指定を行う場合の道路標識の設置は、駐車可の項を準用するものとする。

(図例(1)、(2)参照)

図例(1) 一方通行路の左側の駐車を禁止し、右側に停車可の指定を行う場合



図例(2) 一方通行路の左側の駐停車を禁止し、右側に停車可の指定を行う場合



旧設置基準

◎普通自転車歩道通行可

★道路標識「自転車及び

歩行者専用(325の3)」の設置

- (1) 二輪の自転車が歩道を通行することができることとする区間の前面または区間内の必要な地点に道路標識「自転車及び歩行者専用(325の3)」を設置するものとする。
- (2) 始点標識および終点標識
自転車歩道通行可の指定区間の始まりおよび終りの地点においては、当該歩道の車道寄りの部分に始点標識および終点標識を設置するものとする。ただし、この場合において、始点標識には「ここから」、終点標識には「ここまで」の補助標識をそれぞれ付置することができるものとする。
なお、必要に応じ「自転車通行可」の補助板を付置することができるものとし、標識は路側式またはセミ・オーバーハング式とする。(図例(1)参照)
- (3) 区間内標識
区間内標識は、おおむね100～200メートルの間隔で設置するものとする。(図例(1)参照)

◎普通自転車歩道通行可

★道路標示「普通自転車

の歩道通行部分(114の2)」の設置

- (1) 文字標示
自転車歩道通行可を指定する区間の始まりの地点付近または道路および交通の状況により必要と認められる区間内の地点に、「自転車」等の文字標示を道路標識の設置間隔(100～200メートル)の区間内に1以上設置するものとする。(図例(2)参照)
- (2) 実線または破線標示
自転車歩道通行可の区間内で、自転車と歩行者の通行区分を明確にするために道路標示(白実線または白破線)を設置するものとする。
この場合において、自転車の通行部分が1.5メートル以上とれる場合は実線、1.0メートル以上～1.5メートル未満の場合は破線で標示するものとする。(図例(2)参照)

◎普通自転車歩道通行可

★道路標識「自転車及び

歩行者専用(325の3)」の設置

普通自転車が歩道を通行することができることとする道路の区間の前面又は道路の区間内の必要な地点に、「自転車及び歩行者専用(325の3)」を設置するものとする。

(1) 始点標識及び終点標識

自転車歩道通行可の指定区間の始まり及び終りの地点においては、当該歩道の車道寄りの部分に始点標識及び終点標識をそれぞれ設置するものとする。

なお、必要により「自転車通行可」の補助板を附置するものとし、路側方式又はセミ・オーバー・ハング方式により設置するものとする。

(図例(1)参照)

(2) 区間内標識

区間内標識は、市街部道路にあってはおおむね200メートル、地方部道路にあってはおおむね400メートルの間隔で設置するものとする。

(図例(1)参照)

◎普通自転車歩道通行可

★道路標示「普通自転車

の歩道通行部分(114の2)」の設置

(1) 自転車歩道通行可の規制が実施されている歩道に法第63条の4第2項に規定する普通自転車の通行すべき部分を指定する場合は、「普通自転車の歩道通行部分(114の2)」を設置するものとする。(図例(2)参照)

(2) 「普通自転車の歩道通行部分(114の2)」の実線表示は、歩道上に植樹樹、電話ボックス等が設置されている区間又は場所で自転車の通行に支障がある場合は、その区間又は場所には表示しないものとする。(図例(3)参照)

(3) 「普通自転車の歩道通行部分(114の2)」の自転車の記号は普通自転車の歩道通行部分の指定区間内に交差道路がある場合は、原則としてその角の部分には表示することとし(指定部分が連続していることが周囲の状況から明らかに認められる場合を除く。)、その他自転車及び歩行者の交通量を勘案し、おおむね50～100メートルごとに表示するものとする。(図例(4)参照)

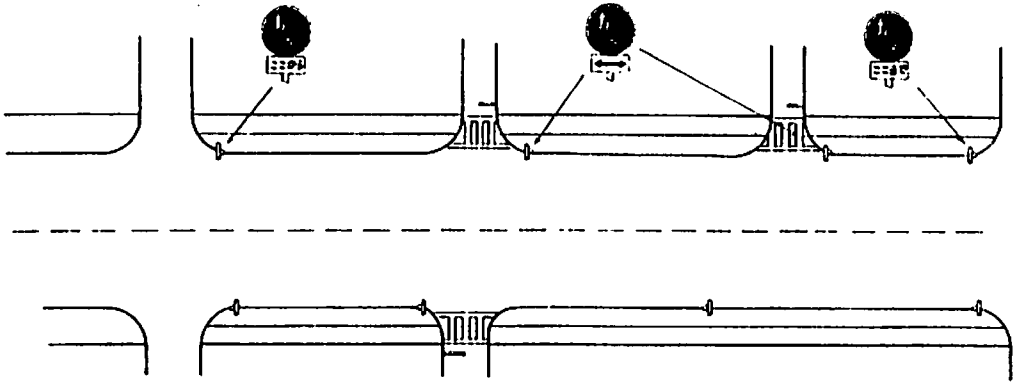
旧設置基準

◎普通自転車歩道通行可 ★横断歩道等の標示

自転車歩道通行可の区間内に、これと交わる道路があり、歩道が連続していない場合は、歩道と歩道の間に道路標示「横断歩道(201)」を設置し、横断歩道の手前に停止線および「止まれ」の文字標示を設置するものとする。(図例(1)(2)参照)

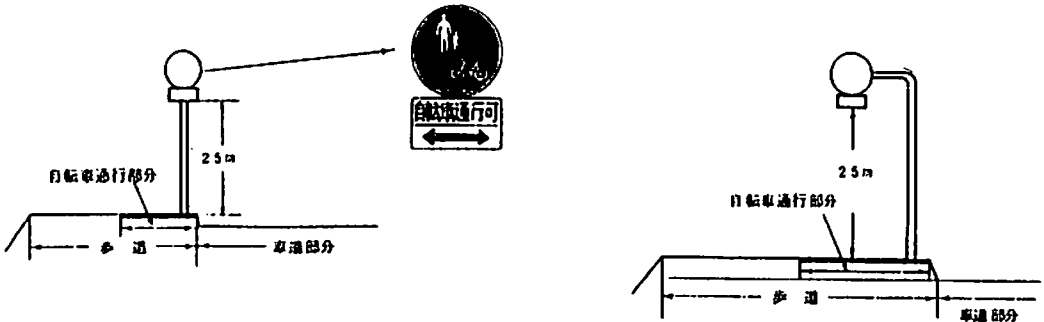
図例(1)

道路標識の設置例

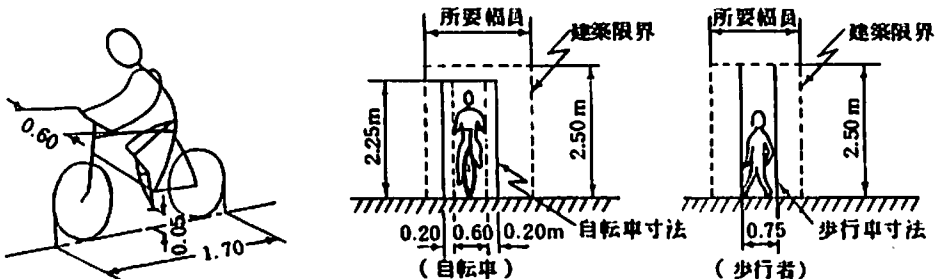


① 路側式

② セミ・オーバーハング式



注) 道路標識の高さは、自転車に乗った人の通行空間 2.25メートルに 0.25メートルの余裕を加えた 2.5メートルとする。

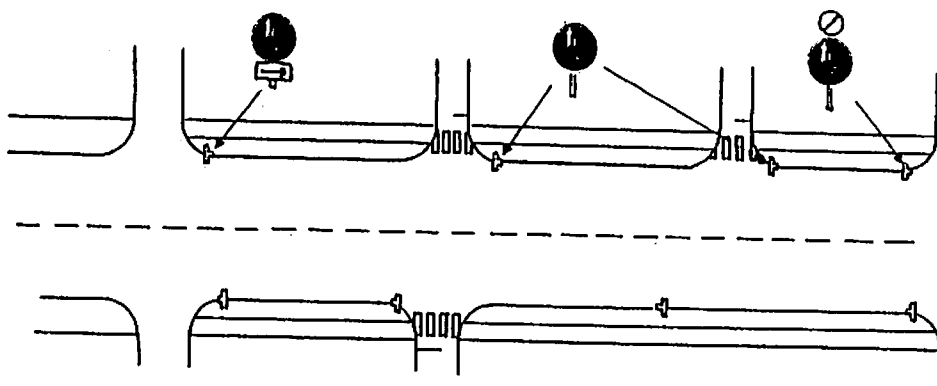


◎普通自転車歩道通行可

★横断歩道等の標示

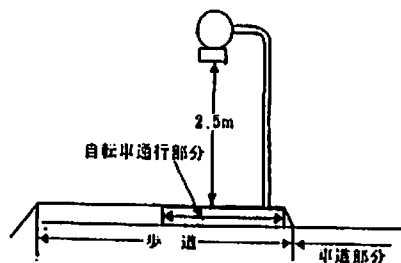
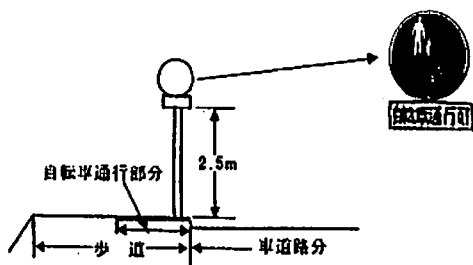
自転車歩道通行可の指定区内に、これと交差する道路があり、歩道が連続していない場合は、歩道と歩道の上に道路標示「横断歩道(201)」を設置し、横断歩道の手前に停止線及び「止まれ」の文字標示を設置するものとする。(図例(5)参照)

図例(1) 道路標識の設置例

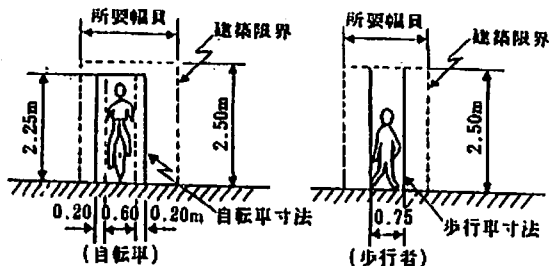
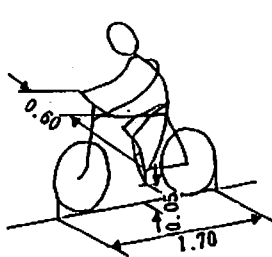


① 路側方式

② セミ・オーバー・ハング方式



(注) 道路標識の高さは、自転車に乗った人の通行空間2.25メートルに0.25メートルの余裕を加えた2.5メートルとする。

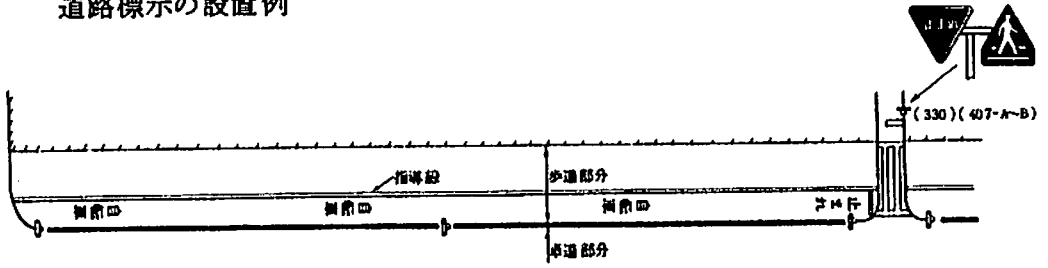


旧設置基準

◎普通自転車歩道通行可

図例(2)

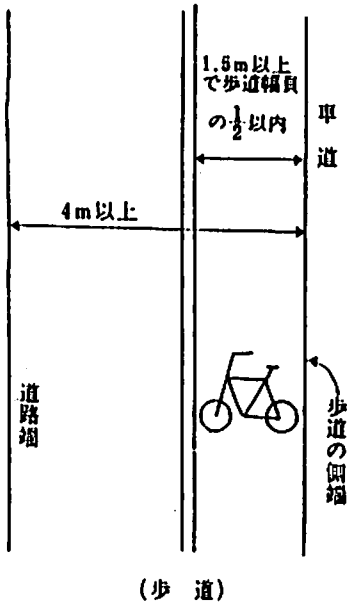
道路標示の設置例



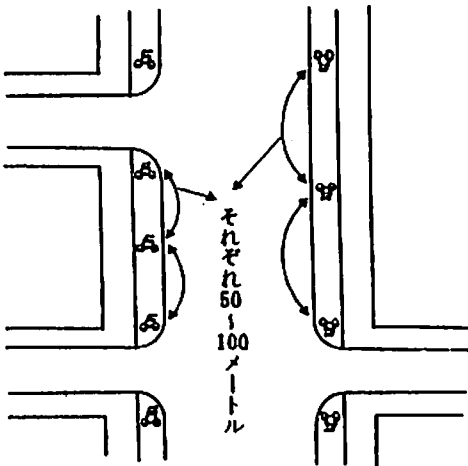
新設置基準(変更)(追加)

◎普通自転車歩道通行可

図例(2)

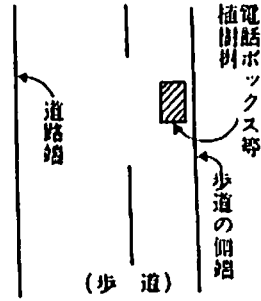


図例(4)

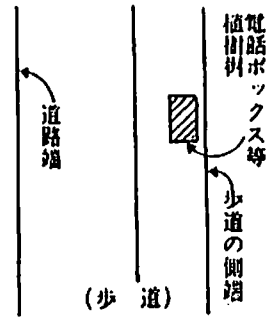


図例(3)

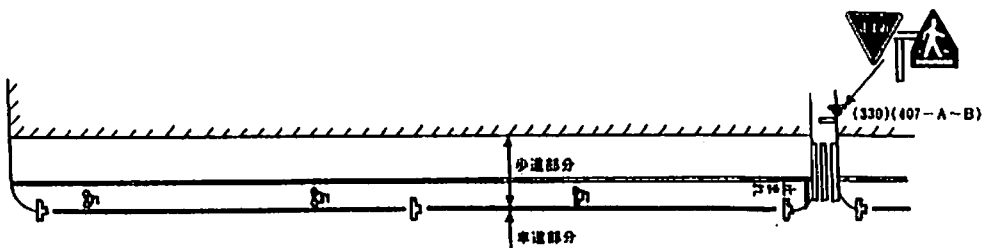
① 適切な設置例



② 不適切な設置例



図例(5) 横断歩道等の設置例



◎並進可

法第4条第1項の規定に基づき、同法第19条第2項の道路標識により、2輪の自転車の並進可の指定（2輪の自転車が他の2輪の自転車と並進することができる道路の区間の指定）を行なう場合の道路標識「並進可（401）」の設置は、次によるものとする。

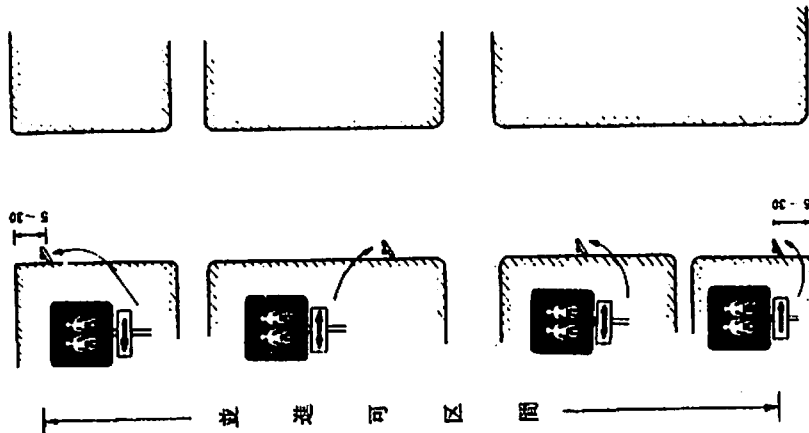
1 始点標識および終点標識

並進可の指定区間の始まりおよび終りの地点における左側の路端に、始点標識および終点標識を設置するものとする。この場合、始点標識または終点標識の設置場所が交差点にかかるときは、交差点からおおむね5～30メートルの距離をおいて設置するものとする。（図例参照）

2 区間内標識

- (1) 区間内標識は、おおむね200メートルの間隔をおいて左側の路端に設置するものとする。
- (2) 並進可指定区間にこれと交差する道路がある場合には、交差する道路の幅員、交通量等をかんあんして、交差点からおおむね5～30メートルの距離をおいて、区間内標識を設置するものとする。

図例



◎並進可

法第 63 条の 5 の道路標識により、普通自転車の並進可の指定（普通自転車が他の普通自転車と並進することができる道路の区間の指定）を行う場合の道路標識「並進可（401）」の設置は、次によるものとする。

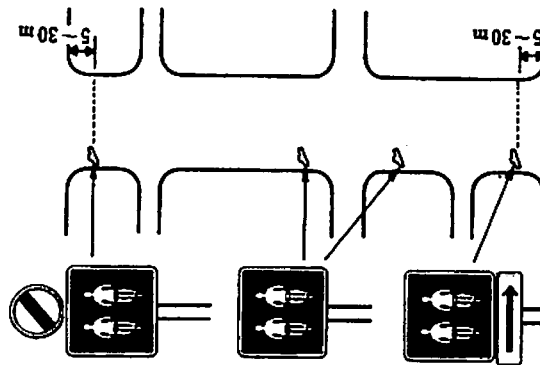
1 始点標識及び終点標識の設置

並進可の指定区間の始まり及び終りの地点における左側の路端に始点標識及び終点標識をそれぞれ設置するものとする。この場合、始点標識又は終点標識の設置場所が交差点に懸かるときは、交差点からおおむね 5 ～ 30 メートルの距離をおいて設置するものとする。（図例参照）

2 区間内標識の設置

- (1) 区間内標識は、おおむね 200 メートルの間隔をおいて左側の路端に設置するものとする。
- (2) 並進可の指定区間にこれと交差する道路がある場合は、道路及び交通の状況を勘案して、交差点からおおむね 5 ～ 30 メートルの距離をおいて、区間内標識を設置するものとする。ただし、上記(1)によって設置した区間内標識が、交差する道路から当該道路に進入する車両からも十分視認できる場合は、この限りでない。

図例



◎自転車横断帯

[ナシ]

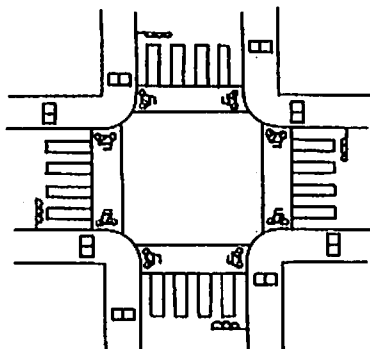
◎自転車横断帯

法第2条第1項第4号の2に規定する自転車横断帯を設ける場合の道路標識等の設置は、次によるものとする。

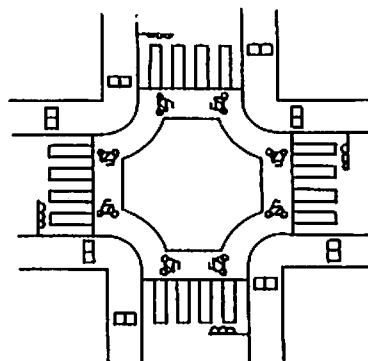
- 1 道路標識「自転車横断帯(407の2)」、「横断歩道・自転車横断帯(407の3)」及び道路標示「自転車横断帯(201の3)」の設置
 - (1) 自転車横断帯を設ける場所の必要な地点における路端に道路標識「自転車横断帯(407の2)」及び道路標示「自転車横断帯(201の3)」を設置するものとし、その設置は、第7 横断歩道の項の1の(1)を準用するものとする。(図例(1)、(2)参照)
 - (2) 信号機が設置されていない交差点等において横断歩道と自転車横断帯を併設する場合には、道路標識「横断歩道(407-A・B)」及び「自転車横断帯(407の2)」を併設せず、原則として道路標識「横断歩道・自転車横断帯(407の3)」を設置するものとする。
 - (3) 自転車横断帯と側線のない様式の「横断歩道(201)」を併設する場合、自転車横断帯の横断歩道に接する側の側線の表示を省略しないこととし、当該側線と「横断歩道(201)」の間には5センチメートルの間隔をあけるものとする。(図例(3)参照)
 - (4) 一方通行路又は非舗装路において、右側の路端に設置する「自転車横断帯(407の2)」及び「横断歩道・自転車横断帯(407の3)」には、記号が左向きのもを用いるものとする。

図例(1) 信号交差点等の場合

① 交差点の角では歩道部分を通行させるよう設置する場合



② 交差点の角の車道部分を連結して設置する場合



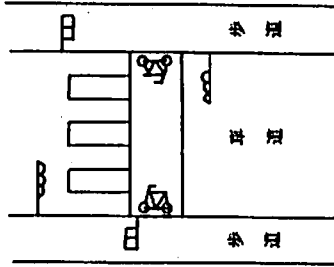
◎自転車横断帯

[ナシ]

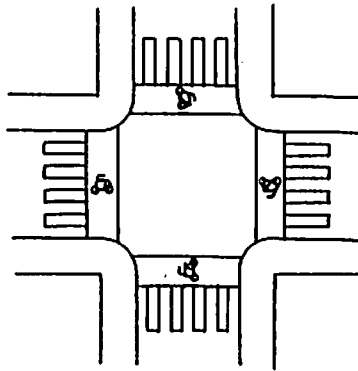
新設置基準(追加)

◎自転車横断帯

③ 単路に設置する場合

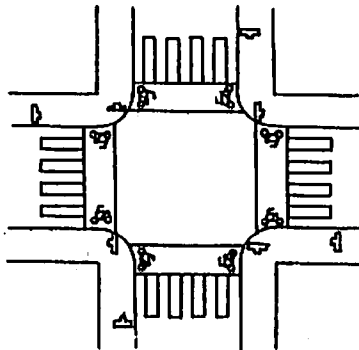


(注) 自転車の記号の設置位置は例示であり、図例(1)及び図例(2)以下について状況により、下図のとおり記号を1個とすることができる。

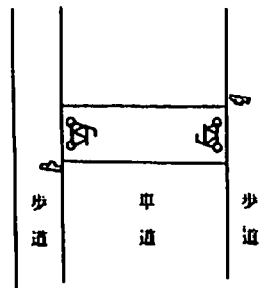


図例(2) 信号のない交差点等の場合

① 交差点に設置する場合



② 単路に単独で設置する場合

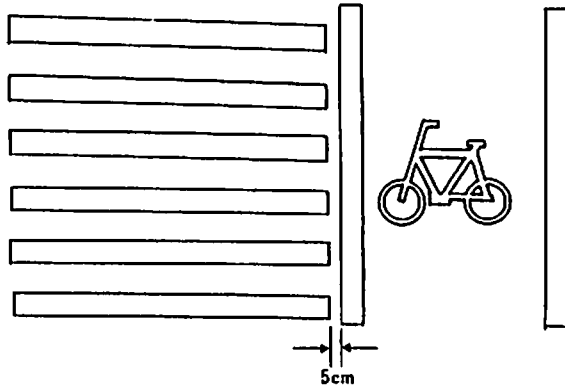


◎自転車横断帯

[ナシ]

◎自転車横断帯

図例(3)

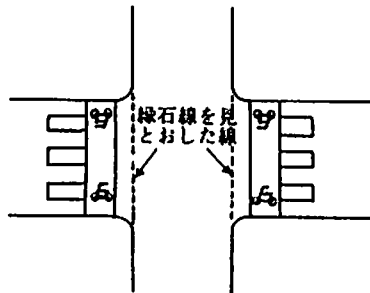


(5) 交差点における自転車横断帯の設置は、努めて前記図例(1)①によることとし、道路及び交通の状況によりやむを得ない場合に図例②によることとする。

(6) 自転車横断帯の設置位置は、横断歩道のある交差点において設置する場合は、原則として交差点側とする。ただし、自転車、歩行者等の交通量及び交通流等の交通実態から横断歩道の外側に設置することが適当な場合は、外側に設置することができる。

また、原則として自転車横断帯の交差点側の側線が道路の縁石線等を見通した線より交差点内に入らないようにする。(図例(4)参照)

図例(4)



2 道路標示「停止線 (203)」の設置

(1) 自転車横断帯の道路標示を横断歩道に接して設置する場合は、横断歩道(自転車横断帯を外側に設ける場合は自転車横断帯)の手前1~5メートルの地点に「停止線(203)」を設置するものとする。(図例(5)参照)

◎自転車横断帯

[ナ シ]

◎普通自転車の交差点進入禁止

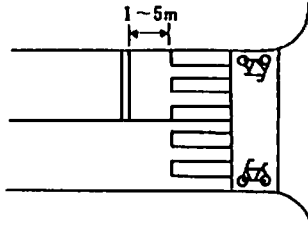
[ナ シ]

新設置基準(追加)

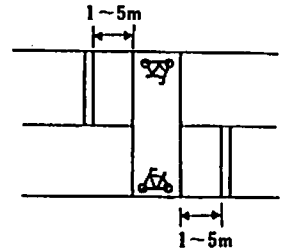
◎自転車横断帯

- (2) 自転車横断帯を単独で設置する場合の「停止線(203)」の位置は、第37 停止線の項に示すところによるものとする。(図例(6)参照)

図例(5) 横断歩道と接して自転車横断帯を設置する場合の停止線の位置



図例(6) 自転車横断帯を単独で設置する場合の停止線の位置



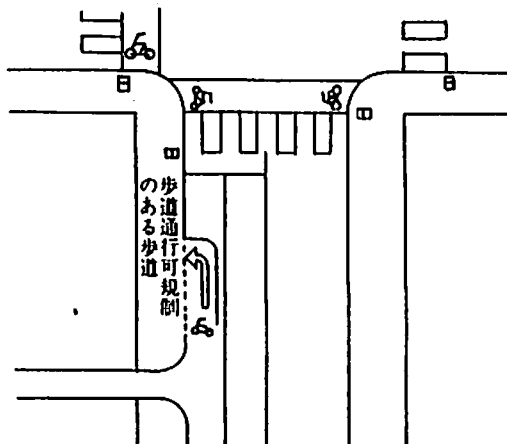
3 道路標示「横断歩道又は自転車横断帯あり(210)」の設置

「横断歩道又は自転車横断帯あり(210)」の設置については、第8 横断歩道又は自転車横断帯ありの項に示すところによるものとする。

◎普通自転車の交差点進入禁止

法第63条の7第2項の道路標示により、普通自転車が当該道路標示を越えて交差点に進入することを禁止する場合において、普通自転車が交差点又はその手前の直近において当該交差点に入ってはならないことを示す必要がある場所に道路標示「普通自転車の交差点進入禁止(114の3)」を設置するものとし、その設置は図例によるものとする。

図例



道路標識等の設置基準の改正について

平成4年11月

発行所 桜 仕 会
編集者 宮 本 茂
監修者 桜仕会(技術委員会)
